

# 官報 号外

昭和四十四年三月三十一日

## ○第六十二回 参議院會議録第十三号

昭和四十四年三月三十一日(月曜日)

午後七時三分開議

### ○議事日程 第十四号

昭和四十四年三月三十一日

午後五時開議

第一 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

第二 国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### ○本日の會議に付した案件

- 一、請假の件
- 一、日程第一より第二まで
- 一、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、産炭地域における中小企業者についての中企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)
- 一、関税率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、参議院事務局職員の定員に関する件

○議長(星宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- 地方行政委員 千葉千代世君
- 社会労働委員 藤原 道子君
- 同 沢田 実君
- 農林水産委員 上林繁次郎君
- 同 佐藤 一郎君
- 同 津島 文治君
- 同 田中寿美子君
- 同 大矢 正君
- 同 田淵 哲也君
- 同 須藤 五郎君
- 同 竹田 現照君
- 議院運営委員 藤原 道子君
- 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
- 社会労働委員 千葉千代世君
- 同 上林繁次郎君
- 同 沢田 実君
- 同 大森 久司君
- 同 西田 信一君
- 同 亀田 得治君
- 同 竹田 現照君
- 同 萩原幽香子君

同 河田 賢治君  
大矢 正君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和四十二年度及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

有線放送電話に関する法律及び公衆電気通信法の一部を改正する法律案 通信委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方税法等の一部を改正する法律案(太田一夫君外七名提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を農林水産委員会に付託した。

農地法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に付託した。

家内労働法案(田代富士男君外一名発議)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

外務省設置法の一部を改正する法律

奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律

- 文教委員 萩原幽香子君
- 社会労働委員 中村 英男君
- 建設委員 柳田桃太郎君
- 同 高山 恒雄君
- 同 中津井 真君
- 同 多田 省吾君
- 同 佐藤 隆君
- 決算委員 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
- 地方行政委員 中村 英男君
- 大蔵委員 柳田桃太郎君
- 文教委員 高山 恒雄君
- 社会労働委員 藤原 道子君
- 建設委員 鬼丸 勝之君
- 同 萩原幽香子君
- 同 佐藤 隆君
- 同 三木 忠雄君
- 同 佐藤 一郎君
- 決算委員 同日委員会において当選した理事は左の通りである。
- 文教委員会 理事 安永 英雄君(川村清一君の補欠)
- 社会労働委員会 理事 上林繁次郎君(上林繁次郎君の補欠)
- 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
- 産炭地域における中小企業者についての中企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案
- 石炭対策特別委員会に付託
- 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する等の法律案
- 産業公署及び交通対策特別委員会に付託
- 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。
- 許可、認可等の整理に関する法律案
- 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

昭和四十四年三月三十一日 参議院會議録第十三号 議長の報告 會議 請暇の件 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案外一件 二二六

ガス事業法の一部を改正する法律案  
家内労働法案  
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。

公害に係る被害の救済に関する特別措置法案  
（角屋堅次郎君外十二名提出）

公害紛争処理法案（角屋堅次郎君外十二名提出）

同日議長は、内閣から予備審査のため送附された左の議案を委員会に付託した。  
児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案 社会労働委員会に付託  
特許法等の一部を改正する法律案

商工委員会に付託  
外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法等の一部を改正する法律案 運輸委員会に付託

公職選挙法の一部を改正する法律案  
公職選挙法改正に関する特別委員会に付託

同日委員長から左の報告書が提出された。  
租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案可決報告書  
国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書

去る二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。  
大蔵委員 柳田桃太郎君  
建設委員 鬼丸 勝之君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。  
大蔵委員 鬼丸 勝之君  
建設委員 柳田桃太郎君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送附された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。  
昭和四十二年度及び昭和四十三年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案  
道路運送車両法の一部を改正する法律案 社会労働委員会に付託  
運輸委員会に付託  
同日内閣から予備審査のため左の議案が送附された。  
開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法案  
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。  
学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案（伊賀定盛君外十名提出）

同日内閣を経由して土地調整委員会委員長から、土地調整委員会設置法第十九条の規定に基づき昭和四十三年土地調整委員会年次報告書を受領した。  
去る二十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。  
予算委員 中村喜四郎君  
同 田村 賢作君  
同 佐藤 一郎君  
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。  
大蔵委員 佐藤 一郎君  
同 長屋 茂君  
同 中村喜四郎君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。  
建設省設置法の一部を改正する法律案  
内閣委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。  
日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案  
同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日衆議院から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。  
同日委員長から左の報告書が提出された。

要領書  
一、委員会の決定の理由

審査報告書  
租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。  
昭和四十四年三月二十五日  
大蔵委員長 丸茂 重貞  
参議院議長 重宗 雄三殿

本法律案は、税制の簡素化に資するため、わが国が締結した租税条約の実施に関する諸法律を統合するとともに、今後締結する租税条約の実施に備えて、所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関し所要事項を一般的に定めようとするものであつて、おおむね適当な措置と認めらる。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

右  
国会に提出する。

昭和四十四年二月二十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、租税条約を実施するため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 租税条約 わが国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約をいう。

二 相手国の居住者 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人(同項第八号に規定する人格のない社団等を含む。)で、租税条約の規定に

よりわが国以外の締約国の居住者又は法人とされるものをいう。

三 限度税率 租税条約において相手国の居住者に対する課税につき一定の税率又は一定の割合で計算した金額をこえないものとしてい

る場合におけるその一定の税率又は一定の割合をいう。

(配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)

第三条 相手国の居住者が支払を受ける租税条約に規定する配当、利子又は使用料(当該租税条約においてこれらに準ずる取扱いを受けるものを含む。)で所得税法の施行地にその源泉があり、かつ、限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるもの(以下「配当等」という。)に

対する同法第七十条、第七十九条又は第二百一十三条第一項の規定の適用については、当該限度税率が百分の二十以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約において配当等につきそれぞれ規定する限度税率によるものとする。

2 前項の規定は、配当等に対し所得税を課さず、又は配当等に対する所得税額をその支払を受けるべき金額に同項に規定する限度税率を乗じて計算した金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(配当等又は譲渡収益に対する申告納税に係る所得税等の軽減)

第四条 相手国の居住者で所得税法第六十五条又は法人税法第四十二条の規定の適用を受けるものが、配当等又は譲渡収益(資産の譲渡により生ずる収益で所得税法の施行地にその源泉があり、かつ、限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものをい、配当等に含まれるものを除く。以下同じ。)に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当

該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得(所得税に係る場合には、その課税標準に含まれる部分に限る。)の金額に当該租税条約において当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ規定する限度税率を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

2 前項に規定する所得税額又は法人税額のうち同項に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じたものとして計算した額から、当該所得が生じたものとして計算した額に相当する所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

3 第一項の場合において、当該租税条約の限度税率が住民税(道府県民税、市町村民税及び都民税をいう。以下同じ。)をも含めて規定されているときは、同項の法人税の軽減額の計算に係る限度税率は、当該租税条約に規定する限度税率を次条第一項に規定する住民税の法人税割の標準税率に一を加えた数で除したものと政令で定める税率とする。

(配当等又は譲渡収益に係る地方税の課税の特例)

第五条 租税条約が住民税についても適用がある場合において、相手国の居住者である法人に対し住民税を課するときは、その課税標準である法人税額のうち前条第一項に規定する所得に対応する部分の金額に係る税率は、地方税法第五十一条第一項又は第三百四十四条の六第一項(同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)に規定する法人税割の標準税率とする。

2 前項に規定するその課税標準である法人税額のうち前条第一項に規定する所得に対応する部分の金額は、当該法人の法人税額のうち、当該

所得に対応する部分の金額として同条第二項の規定により計算した金額から同条第一項の規定によつて軽減された金額を控除した金額とする。

3 二以上の都道府県又は市町村において事務所又は事業所を有する法人で第一項の規定の適用を受けるものが、地方税法第五十七条第一項又は第三十一条の十三第一項(同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、その法人税額を関係都道府県又は関係市町村に分割する場合には、当該法人税額を第一項の規定の適用がある部分の金額とその他の部分の金額とに区分して、それぞれ分割するものとする。

4 都道府県は、租税条約が事業税についても適用がある場合において、前条第一項に規定する相手国の居住者の行なう事業に対し事業税を課するときは、その者が支払を受けるべき配当等又は譲渡収益をその課税標準に含めないものとする。

(双方居住者の取扱い)

第六条 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者で租税条約の規定によりわが国以外の締約国の居住者とみなされるものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法(第十五条及び第十六条を除く)、地方税法(当該租税条約の規定の適用を受ける住民税又は事業税に係る部分に限る。)及びこの法律の規定を適用する。

(租税条約に基づく協議等地方税に係るものに関する手続)

第七条 大蔵大臣は、租税条約のわが国以外の締約国の権限ある当局と当該租税条約に規定する協議又は合意をする場合において、その協議又は合意の内容が地方公共団体が課する租税に係るものであるときは、あらかじめ自治大臣に協議し、その結果に基づいて、これをするものと

昭和四十四年三月三十一日 参議院会議録第十三号 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案外一件

する。

2 自治大臣は、前項の規定により大蔵大臣から協議を受けた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体の意見をきかなければならない。

(相手国の租税の徴収)

第八条 政府は、租税条約の規定によりわが国以外の締約国の租税につき当該締約国の政府から徴収の嘱託を受けたときは、国税徴収の例によりこれを徴収する。この場合において、当該租税及びその滞納処分費の徴収の順位は、それぞれ国税及びその滞納処分費と同順位とする。

(実施規定)

第九条 第二条から前条までに定めるものは、租税条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令、自治省令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(他の法律の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とペキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十四年法律第百五十四号)

二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十六年法律第百六十号)

三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第二十八号)

政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第二十九号)

五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジブラントとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第三十号)

六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第六十一号)

七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第六十七号)

八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十年法律第九号)

九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和四十年法律第十号)

十 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十年法律第十一号)

十一 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十一年法律第十七号)

十二 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律(昭和四十二年法律第百二十八号)

十三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十二年法律第百二十九号)

十四 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十三年法律第百三十三号)

(経過措置)

第三条 第三条中所得税法第七十条及び第七十一条の規定に係る部分並びに第四条及び第五条の規定は、昭和四十四年一月一日(法人につき第四条又は第五条の規定を適用する場合)には、当該法人の同日以後最初に開始する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき配当等又は譲渡収益について適用し、これらの日前に支払を受けるべき配当等又は譲渡収益については、なお従前の例による。

2 第三条中所得税法第二百三十三条第一項の規定に係る部分は、昭和四十四年一月一日以後に支払を受けるべき配当等がこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用し、その他の配当等については、なお従前の例による。

(他の法律の一部改正)

第四条 日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和二十九年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

遺産、相続及び贈与に対する租税に関する

二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律

第一条中「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約(以下「日米所得税条約」という。及び「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)及び」を削る。

第二条及び第三条を削る。

第四条中「合衆国の国籍」を「アメリカ合衆国(以下「合衆国」という。)の国籍」に改め、同条を第二条とする。

第五条中「日米所得税条約第一条又は」及び「日米所得税条約第十七条第二項又は」を削り、同条を第三条とする。

第六条中「第一条から前条まで」を「前二条」に改め、「日米所得税条約又は」を削り、同条を第四条とする。

審査報告書

国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年三月二十五日

参議院議長 重宗 雄三殿

大蔵委員長 丸茂 重貞

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国有財産の適正かつ効率的な活用を一層推進するため、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法を改正し、特定国有財産整備計画による特定の国有財産の処分及びこれに代わる施設の取得ができることとし、その経理を一般会計と区別して行なうため、国有財産

特殊整理資金特別会計を特定固有財産整備特別会計に改めるとともに、当該計画の実施に必要な規定の整備を図ろうとするものであつて、おむね適当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用  
 本法施行に伴い、昭和四十四年度特定固有財産整備特別会計予算において、歳入として前年度剰余金受入四十一億五千四百万円を含む総額百二億五千九百万円、歳出として八十一億七千九百万円が計上されている。

附帯決議

一、固有財産の管理及び処分については、その適正を期するため、一般会計及び特別会計を通じて、これを統一的行なうよう努めること。

二、都市開発、土地対策問題の解決のため、未利用固有財産をできるだけ活用し得るよう留意すること。

三、旧軍用財産等で、固有財産台帳に登録されていない脱落地等の要登録財産の実態を把握するとともに、租税物納財産等未契約財産については、その契約が可及的速に行なわれるよう適切な措置を講ずること。

四、大都市周辺の河川敷地については、その公用物たる性格にかんがみ、公園、広場、運動場等に開放するよう可及的速かに措置すること。

固有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年三月十三日  
 衆議院議長 石井光次郎  
 参議院議長 重宗 雄三殿

固有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

固有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律

(固有財産特殊整理資金特別会計法の一部改正)  
 第一条 固有財産特殊整理資金特別会計法(昭和三十三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定固有財産整備特別会計法

第一条を次のように改める。

(設置)

第一条 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十三年法律第十五号)第五条に規定する特定固有財産整備計画の実施による特定の固有財産の取得及び処分に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第二条中「大蔵大臣」の下に、「運輸大臣及び建設大臣(以下「所管大臣」といふ。)を加え、同条に次の一項を加える。

2 この会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、会計全体の計算整理に関するものについては大蔵大臣が、その他のものについては、所掌事務の区分に応じ、所管大臣の全部又は一部が行なうものとする。

第三条を次のように改める。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、特定固有財産整備計画の実施により処分(他の会計に対し有償で行なう所管換、所管替その他の所属の移動を含む。以下同じ。)をすべき固有財産その他この会計に所属する資産の処分による収入金、法令の規定による負担金で特定固有財産整備計画の実施に伴い徴収するもの、一般会計からの繰入金、借入金、第十三条第三項た

だし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、特定固有財産整備計画の実施により取得すべき庁舎その他の施設の用に供する固有財産の取得に要する費用、借入金の償還金及び利子、同項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金、一時借入金の利子、事務取扱費並びにその他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

第四条及び第五条を削る。

第六条の見出しを「(歳入歳出予定計算書等の作成及び送付)」に改め、同条中「大蔵大臣」を「所管大臣」に改め、「歳入歳出予定計算書」の下に、「繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書(以下「歳入歳出予定計算書等」といふ。))」を、「作成し」の下に、「大蔵大臣に送付し」を加え、同条を第四条とし、第七条を第五条とする。

第八条第二項各号を次のように改める。

一 歳入歳出予定計算書等

二 国庫債務負担行為で翌年度以後にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以後の支出予定額並びに歳会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画及びその進捗状況等に関する調査

第八条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(剰余金の繰入れ)

第七条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第九条及び第十条を削る。

第十一条の見出し中「作成」の下に「及び送付」を加え、同条中「大蔵大臣」を「所管大臣」に改

め、「作成し」の下に、「大蔵大臣に送付し」を加え、同条を第八条とする。

第十二条第二項第二号を次のように改める。

二 債務に関する計算書

第十二条を第九条とし、同条の次に次の三条を加える。

(余裕金の預託)

第十条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(借入金)

第十一条 この会計において、特定固有財産整備計画による特定の固有財産の取得に要する費用を支弁するため必要があり、かつ、当該特定の固有財産の取得に伴い不用となる固有財産の処分による収入金をもつて償還することとができる見込みがあるときは、政令で定めるところにより、当該収入金の収入見込額の範囲内で、この会計の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

(借入限度の繰越し)

第十二条 この会計において、借入金の借入れについて国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができ。

第十三条を削り、第十四条を第十七条とし、同条の前に次の四条を加える。

(一時借入金等)

第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換えをすることができ。

4 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをした日から一年内に償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十四条 第十一条第一項の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十五条 第十一条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十三条第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(一般会計との間における所管換等)

第十六条 特定国有財産整備計画の実施により処分をすべき国有財産で一般会計に所属するものは、政令で定めるところにより、この会計に所管換又は所属替をするものとする。

2 この会計において、特定国有財産整備計画の実施により取得した国有財産のうち庁舎その他の施設の用に供すべきものは、各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)の所管に属する国有財産とするため、政令で定めるところにより、一般会計に所管換又は所属替をするものとする。

3 次の各号に掲げる場合には、この会計と一般会計との間において無償として整理するものとする。

一 前二項の規定により所管換又は所属替をする場合

二 第一項の規定によりこの会計に所管換又は所属替をした国有財産をその処分が行なわれるまで引き続き一般会計において使用させる場合

三 特定国有財産整備計画を実施するため必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産をこの会計において使用させるとき。

四 特定国有財産整備計画の変更その他当該計画の実施に關し政令で定める事情が生じた場合において、この会計又は一般会計に所属する国有財産につき、政令で定めるところにより、それぞれ一般会計又はこの会計に所管換若しくは所属替をし、又は使用をさせるとき。

4 一般会計との会計との間において所管換をする場合には、国有財産法第十二条の規定は、適用しない。

(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部改正)

第二条 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第一条中「特定の庁舎等」を「庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産」に改め、「実施して」の下に、「国有財産の」を加え、「使用を図り、公務の能率の向上と公衆の利便の増進を」活用を図り、公共の利益の増進と公務の能率の向上に改める。

第二条第一項中「行政財産」を「国有財産」、「行政財産」、「公共用財産」に、「第三条第二項」を「第二条第一項、第三条第二項」に、「行政財産」を「国有財産、行政財産、公共用財産」に改め、同条第二項中「これに附帯する工作物

その他の施設(以下「附帯施設」という。))を「その附帯施設」に改め、同条第四項を削る。

第五条及び第六条を次のように改める。

(特定国有財産整備計画)

第五条 大蔵大臣は、庁舎等その他の施設の用に供する国有財産(特定国有財産整備特別会計以外の特別会計に所属するもの、公共用財産その他政令で定める国有財産を除く。)について、その使用の効率化及び配置の適正化を図るため、次に掲げる取得及び処分をすることが適当であると認めるときは、政令で定めるところにより、関係の各省各庁の長の意見をきいて、当該取得及び処分の基本的事項に關する計画(以下「特定国有財産整備計画」という。)を定めるものとする。

一 庁舎等とする目的をもつて政令で定める耐火構造の高層な建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を取得し、これに伴つて不用となる庁舎等の処分(国の内部において有償で行なう所管換及び所属替を含む。以下同じ)をするための当該国有財産の取得及び処分

二 庁舎等その他の施設で、市街地又はこれに隣接する地域に設置することが必ずしも必要でない認められるものその他その位置、環境、規模又は形態等からみて他の用途に供することが適当であると認められるものの処分をし、これに代わる施設とする目的をもつて建物若しくはその附帯施設若しくは工作物又はこれらの敷地(以下この号において「建物等」という)を取得するた

め当該国有財産の取得及び処分(当該取得に係る建物等とあわせて取得することを必要とする他の施設の用に供する建物等の取得及びこれに伴つて不用となる建物等の処分を含む。)

(特定国有財産整備計画に係る事業の実施)

第六条 特定国有財産整備計画による庁舎等

他の施設の用に供する国有財産の取得に關する事業として行なう建築物の管轄及びその附帯施設の建設は、官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第八十一号)第九条の二第一項の規定の適用については、同項第三号ロに掲げる特別会計に係る建築物の管轄及びその附帯施設の建設に該當しないものとする。

2 前項の国有財産の取得に關する事業のうち、空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)の規定により運輸大臣が設置する公共用飛行場(当該飛行場とあわせて設置すべき他の施設で法令の規定により運輸大臣が設置するものを含む)に係るもの及び官公庁施設の建設等に関する法律第九条の二の規定により建設大臣が行なうもの以外のものは、政令で定めるところにより、大蔵大臣が行なう。

附則

1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

2 国有財産特殊整理資金特別会計の昭和四十三年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

3 昭和四十三年度内に使用されなかつた国有財産特殊整理資金の残額は、同年度の国有財産特殊整理資金特別会計の歳入歳出の決算上の剰余金として、昭和四十四年度の特定国有財産整備特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

4 昭和四十三年度における一般会計の歳出予算のうち、次に掲げる経費で財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、政令で定めるところにより、特定国有財産整備特別会計に繰り越して使用することができる。

一 第二条の規定による改正前の国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第五条の規定による特定庁舎等特殊整備計画により取得す

その他の施設(以下「附帯施設」という。))を「その附帯施設」に改め、同条第四項を削る。

第五条及び第六条を次のように改める。

(特定国有財産整備計画)

第五条 大蔵大臣は、庁舎等その他の施設の用に供する国有財産(特定国有財産整備特別会計以外の特別会計に所属するもの、公共用財産その他政令で定める国有財産を除く。)について、その使用の効率化及び配置の適正化を図るため、次に掲げる取得及び処分をすることが適当であると認めるときは、政令で定めるところにより、関係の各省各庁の長の意見をきいて、当該取得及び処分の基本的事項に關する計画(以下「特定国有財産整備計画」という。)を定めるものとする。

一 庁舎等とする目的をもつて政令で定める耐火構造の高層な建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を取得し、これに伴つて不用となる庁舎等の処分(国の内部において有償で行なう所管換及び所属替を含む。以下同じ)をするための当該国有財産の取得及び処分

二 庁舎等その他の施設で、市街地又はこれに隣接する地域に設置することが必ずしも必要でない認められるものその他その位置、環境、規模又は形態等からみて他の用途に供することが適当であると認められるものの処分をし、これに代わる施設とする目的をもつて建物若しくはその附帯施設若しくは工作物又はこれらの敷地(以下この号において「建物等」という)を取得するた

め当該国有財産の取得及び処分(当該取得に係る建物等とあわせて取得することを必要とする他の施設の用に供する建物等の取得及びこれに伴つて不用となる建物等の処分を含む。)

(特定国有財産整備計画に係る事業の実施)

第六条 特定国有財産整備計画による庁舎等

べき特定庁舎等の取得に要する経費  
二 国有財産である庁舎その他の施設を処分し、当該処分に係る収入金額の範囲内において当該処分の相手方から取得する当該施設に代わる施設の取得に要する経費

5 前項の規定により繰越しをしたときは、財政法第四十一条の規定により昭和四十四年度の一般会計の歳入に繰り入れるべき昭和四十三年年度の同会計の歳入歳出決算上の剰余金のうち、同項第一号の経費に係る繰越額に相当する金額は、特定国有財産整備特別会計の昭和四十四年度の歳入に繰り入れるものとする。

6 附則第四項第一号の特定庁舎等特殊整備計画並びに同項第二号の施設取得及び処分に関する政令で定める計画の実施による特定庁舎等又は施設の取得及び処分に関する事業で、この法律の施行の際まだ完了していないものに係る一般会計に所屬する権利義務は、政令で定めるところにより、特定国有財産整備特別会計に帰属するものとする。

7 前項に規定する計画で当該計画の実施による特定庁舎等又は施設の取得及び処分に関する事業がこの法律の施行の際まだ完了していないものは、第二条の規定による改正後の国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第五条の規定による特定国有財産整備計画とみなして、改正後の同法及び特定国有財産整備特別会計法の規定を適用する。

8 附則第四項第二号に規定する施設でこの法律の施行前にその取得に係る契約につき予算をもつて国会の議決を経たものについて、特定国有財産整備特別会計法第十六条第二項の規定により一般会計に所管換をする場合には、国有財産法第十三条第二項の規定は、適用しない。

9 大赦省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。  
第四十条第三十一号を次のように改める。  
三十一 特定国有財産整備計画による特定の

国有財産の取得及び処分に関すること。  
第十号第二十三号を次のように改める。

二十三 特定国有財産整備計画による特定の国有財産の取得及び処分に関すること。  
運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百五十七号)の一部を次のように改正する。  
第二十八号の二第一項第十二号の次に次の一号を加え、同条第二項中「第十三号」を「第十二号の二」に改める。  
十二の二 特定国有財産整備特別会計の経理を行なうこと。

11 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。  
第三号第二十七号を次のように改める。  
二十七 特定国有財産整備特別会計の管理に關すること。

「丸茂重貞君登壇、拍手」  
○丸茂重貞君 たいだいま議題となりました二法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。  
租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案は、従来、わが国が二重課税回避のための租税条約をわが国内で施行するために、条約ごとに所得税法等に対する特例を規定した法律を制定しておりましたが、各個別条約及びこれに基づく特例法の形式及び内容は、おおむね定型化されてきておりますので、いままでわが国が締結した租税条約の実施に関する特例法を統合するとともに、今後締結する租税条約の実施に備えて、所得税法等の特例について所要の事項を一般的に定めようとするものであります。

次に、国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、国有財産の適正かつ効率的な活用を一そう推進するため、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法を改正し、従来、特定

庁舎等特殊整備計画として特定の庁舎等の整備のみにとどまっておりましたのを、特定国有財産整備計画に改め、官庁庁舎その他の国の諸施設の処分から代替施設の取得までを対象とするよう、その範囲を拡大し、この特定国有財産整備計画による国有財産の取得及び処分に関する経理を明確にするため、従来、国有財産特殊整理資金特別会計法を改正し、題名を「特定国有財産整備特別会計法」に改め、事業の経理を行なう特別会計とすることにも、会計の所管大臣についても、現行の大蔵大臣のほか、建設、運輸両大臣を加えることとしております。

委員会においては、以上の両法律案を便宜一括して質疑を行ないましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論なく、両法律案を順次採決の結果、両法律案とも、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対し、戸田委員より、自民、社会、公明、民社の四党共同の附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。  
両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、両案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。産業公害及び交通対策特別委員長加藤シツエ君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕  
交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する等の法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年三月二十五日  
衆議院議長 石井光次郎  
参議院議長 重宗 雄三殿

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する等の法律案  
交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する等の法律案  
法の一部を改正する等の法律案  
(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正)

第一条 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。  
第八条中「第五号第一項」を「第五号及び第八号第一項」に改め、同条第十二条とする。  
第七条第一項中「道路法第十三条第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」という。)」を「指定区間」に、「同法」を「道路法」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「交通安全施設等整備事業」の下に「のうちに、第二号第三項第二号イに掲げる事業」を、「二つの一」の下に「(道路管理者が政令で定める通学路に該当する市町村道について実施する同号イに掲げる事業に要する費用については、その三分の一)」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案外一件 議事日程追加の件 交通安  
全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する等の法律案

昭和四十四年三月三十一日 参議院會議録第十三号

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する等の法律案

一一二一

「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「第一項本文及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(地方単独交通安全施設等整備事業に対する国の財政上の措置)

第十一条 国は、第九条第二項の規定により都道府県公安委員会又は指定区間外の一般国道の道路管理者、都道府県道の道路管理者若しくは市町村道の道路管理者が実施する地方単独交通安全施設等整備事業に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第六条を削り、第五条の見出し中「交通安全施設等整備事業」を「特定交通安全施設等整備事業」に改め、同条第一項中「交通安全施設等整備事業三箇年計画」を「特定交通安全施設等整備事業三箇年計画」に、「交通安全施設等整備事業」を「特定交通安全施設等整備事業」に改め、同条第三項中「交通安全施設等整備事業三箇年計画」を「特定交通安全施設等整備事業三箇年計画」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(交通安全施設等整備事業の実施)

第九条 都道府県公安委員会及び道路管理者は、前条第一項の実施計画に従い、特定交通安全施設等整備事業を実施しなければならない。

2 都道府県公安委員会は都道府県総合交通安全施設等整備事業三箇年計画及び指定区間内交通安全施設等整備事業三箇年計画に従い、指定区間外の一般国道の道路管理者、都道府県道の道路管理者及び市町村道の道路管理者は都道府県総合交通安全施設等整備事業三箇年計画に従い、特定交通安全施設等整備事業(以下「地方単

独交通安全施設等整備事業」という。)を実施しなければならない。

第四条を削り、第三条の見出し中「交通安全施設等整備事業」を「特定交通安全施設等整備事業」に改め、同条第一項中「昭和四十一年度」を「昭和四十四年度」に、「交通安全施設等整備事業」を「特定交通安全施設等整備事業」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(特定交通安全施設等整備事業三箇年計画)

第七条 国家公安委員会及び建設大臣は、協議により、第四条又は第五条の規定により提出された都道府県総合交通安全施設等整備事業三箇年計画及び指定区間内交通安全施設等整備事業三箇年計画に係る交通安全施設等整備事業のうち、前条第一項の規定により指定された道路について、昭和四十四年度以降の三箇年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業でこれに要する費用の全部又は一部を国が負担し、又は補助するもの(以下「特定交通安全施設等整備事業」という。)に関する計画(以下「特定交通安全施設等整備事業三箇年計画」という。)の案を作成しなければならない。

2 内閣総理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された特定交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

3 特定交通安全施設等整備事業三箇年計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 三箇年間に於ける特定交通安全施設等整備事業の実施の目標
- 二 三箇年間に於ける特定交通安全施設等整備事業の量

4 国家公安委員会及び建設大臣は、第二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第四条又は第五条の規定により提出された都道府県総合交通安全施設等整備事業三

箇年計画及び指定区間内交通安全施設等整備事業三箇年計画を取りまとめた資料を添えて、特定交通安全施設等整備事業三箇年計画を公表しなければならない。

5 前各項の規定は、特定交通安全施設等整備事業三箇年計画の変更について準用する。

第二条第三項中「次条の規定により指定された道路について」を削り、「ただし」の下に「第二号に掲げる事業にあつては」を加え、「第二号」を「同号」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(市町村の交通安全施設等整備事業に関する計画の案)

第三条 都道府県公安委員会及び市町村道の道路管理者(建設大臣である道路管理者を除く。以下同じ)は、協議により、国家公安委員会及び建設大臣が定める基準に従い、緊急に交通の安全を確保する必要があると認められる市町村道(道路法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう市町村道を除く)について、昭和四十四年度以降の三箇年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、昭和四十四年六月三十日までに、都道府県公安委員会並びに同法第十三条第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」という。)外の一般国道の道路管理者(建設大臣である道路管理者を除く。以下同じ)及び都道府県道の道路管理者(建設大臣である道路管理者を除く。以下同じ)に提出しなければならない。

(都道府県総合交通安全施設等整備事業三箇年計画)

第四条 都道府県公安委員会並びに指定区間外の一般国道の道路管理者及び都道府県道の道路管理者は、協議により、前条に規定する基準に従い、緊急に交通の安全を確保する必要があると認められる指定区間外の一般国道及び都道府県道(道路法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう指定区間外の一般国道、都道府県道及び市町村道)について、昭和四十四年度以降の三箇年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画(以下「指定区間内交通安全施設等整備事業三箇年計画」という。)を作成し、昭和四十四年七月三十一日までに、国家公安委員会及び建設大臣に提出しなければならない。

(通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法の廃止)

第二条 通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法(昭和四十二年法律第七号)は、廃止する。

附則

(施行期日)  
1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

定により建設大臣が維持を行なう指定区間外の一般国道及び都道府県道を除く)について、昭和四十四年度以降の三箇年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画の案を作成し、当該計画の案と前条の規定により提出された市町村道の交通安全施設等整備事業に関する計画の案とを調整して当該都道府県の交通安全施設等整備事業に関する総合的な計画(以下「都道府県総合交通安全施設等整備事業三箇年計画」という。)を作成し、昭和四十四年七月三十一日までに、当該計画を国家公安委員会及び建設大臣に提出しなければならない。

(指定区間内交通安全施設等整備事業三箇年計画)

第五条 都道府県公安委員会及び道路管理者である建設大臣は、協議により、第三条に規定する基準に従い、緊急に交通の安全を確保する必要があると認められる指定区間内の一般国道並びに道路法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう指定区間外の一般国道、都道府県道及び市町村道(以下「指定区間内交通安全施設等整備事業三箇年計画」という。)を作成し、昭和四十四年七月三十一日までに、国家公安委員会及び建設大臣に提出しなければならない。

(通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法の廃止)

第二条 通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法(昭和四十二年法律第七号)は、廃止する。

附則

(施行期日)  
1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。



(経過措置)

- 2 昭和四十三年以前年度の予算に係る国の負担金は補助金で昭和四十四年度以降に繰り越されたものに係る交通安全施設等整備事業の実施並びに当該事業に要する費用についての国及び地方公共団体の負担並びに国の補助については、なお従前の例による。
- 3 昭和四十三年以前年度の予算に係る国の補助金で昭和四十四年度以降に繰り越されたものに係る踏切道の構造改良に関する事業の実施及び当該事業に要する費用についての国の補助については、第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 踏切道の構造改良に関する事業でこの法律の施行の日前に第二条の規定による廃止前の通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法(以下「旧法」という。)第二十二条第一項の協議が成立したものの実施及び当該事業に要する費用の負担については、なお従前の例による。
- 5 旧法の規定による乙種指定踏切道に係る保安設備の整備に関する事業で昭和四十四年三月三十一日までに工事が完了したものに要する費用についての国及び地方公共団体の補助については、なお従前の例による。
- 6 (道路整備特別会計法の一部改正)  
道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。  
第三条中「第七条第一項」を「第十条第一項」に改める。
- 7 (総理府設置法の一部改正)  
総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。  
第十五条第一項の表中中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会の項を削る。

○加藤シツエ君 たいだいま議題となりました法律

昭和四十四年三月三十一日 参議院会議録第十三号

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する等の法律案 附則

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案

二二三

案は、最近交通事故が依然として増加の一途をたどりつつある現状にかんがみ、緊急に交通安全を確保する必要がある道路について、国及び地方公共団体が一体となって、新たに昭和四十四年度を初年度とする総合的な三カ年計画のもとに交通安全施設等整備事業を実施することにより、交通事故の防止をはかるうとするものであります。

委員会におきましては、当面の交通安全対策等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと思ひます。  
質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、全会一致をもって、通國通学路にかかる交通安全施設等の整備の促進等を内容とする附帯決議を付することに決定いたしました。  
以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。  
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(重宗雄三君) 過半数と認められます。よって、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認められます。まず、委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長阿具根登君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和四十四年三月二十五日  
衆議院議長 石井光次郎  
参議院議長 重宗 雄三殿

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。  
附則  
この法律は、公布の日から施行する。

〔阿具根登君登壇、拍手〕  
○阿具根登君 たいだいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。  
本法律案は、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の廃止期限が本年三月三十一日までとなつておりますが、今後とも産炭地域の中小企業者が同法の特別措置を必要としている実情を考慮して、その廃止期限を四十九年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めの件(衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認められます。まず、委員長の報告を求めます。通信委員長永岡光治君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕  
放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めの件  
右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和四十四年三月十八日  
衆議院議長 石井光次郎  
参議院議長 重宗 雄三殿

委員会におきましては、産炭地中小企業者に対する助成措置と金融の実態、終閉山の見通しと産炭地域への影響等を中心に、産炭地域の中小企業対策について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ることいたします。

質疑を終わり、討論なく、直ちに採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。  
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 議員起立と認められます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認められます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認められます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認められます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

昭和四十四年三月三十一日 参議院会議録第十三号 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和四十四年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めらる。

日本放送協会昭和四十四年度収支予算、事業計画及び資金計画

昭和四十四年度収支予算

予算総則

第一条 昭和四十四年度収支予算の収入および支出を別表収支予算書のとおり定める。

第二条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の月額額は、カラーテレビジョン放送を含まない受信の契約にあつては三二五円、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約にあつては四六五円とする。ただし、十二か月分を前納する者については当該十二か月分はそれぞれ三、四六五円、五、一一五円とし、六か月分を前納する者については当該六か月分はそれぞれ一、七三五円、二、五六〇円とする。

第三条 本予算は、この予算の各項に定められた目的以外にこれを使用することができない。

第四条 本予算の各項に定められた経費の金額は、予算の執行上やむをえない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。

第五条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第五条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第六条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第七条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金の返還または設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第八条 前期繰越金が本予算において予定する金額に比し増減したときは、経営委員会の議決を経て、借入金の返還または設備の新設、改善に充てた経費を加減して使用することができる。

第九条 前年度の決算において収支欠損金を生じた場合は、本予算中事業支出を差し繰り補てんしなければならない。

第十条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかえることができる。

第十一条 国際放送ならびに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送ならびに選挙放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第十二条 業務に關連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に關係ある経費の支出に充てることができる。

昭和四十四年度収支予算書

(事 業 収 入)

(項) 受 信 料

交 付 金 収 入

雑 収 入

(項) 事 業 支 出

給 与

国 内 放 送 費

国 際 放 送 費

業 務 費

管 理 費

調 査 研 究 費

減 価 償 却 費

関 連 経 費

資 本 収 支 へ 繰 入 れ

予 備 費

(資 本 収 入)

(項) 資 本 収 入

減 価 償 却 引 当 金

事 業 収 支 差 入 金

前 期 繰 越 金 受 入 金

固 定 資 産 売 却 収 入

放 送 債 券 償 還 積 立 金

も ど し 入 れ

放 送 債 券

長 期 借 入 金

(項) 資 本 支 出

建 設 費

放 送 債 券 償 還 積 立 金

繰 入 れ

放 送 債 券 償 還 金

長 期 借 入 金 返 還 金

八三、七五〇、三二八千円

八二、五一八、七二〇千円

一四六、五九七千円

一、〇八五、〇一十千円

八三、七五〇、三二八千円

二二、〇三三、三五四千円

二四、九四一、五六九千円

七二四、六〇〇千円

六、八四九、〇四八千円

一〇、〇一九、五八九千円

一、五七六、五三三千円

一、七六〇、〇〇〇千円

二、四九〇、四三五千円

九五四、二〇〇千円

四〇〇、〇〇〇千円

二一、五〇〇、〇〇〇千円

二二、七六〇、〇〇〇千円

九五四、二〇〇千円

三〇〇、〇〇〇千円

八〇、〇〇〇千円

三、一九五、八〇〇千円

一、〇〇〇、〇〇〇千円

三、二一〇、〇〇〇千円

二、五〇〇、〇〇〇千円

一五、四〇〇、〇〇〇千円

一、七〇四、二〇〇千円

三、一九五、八〇〇千円

一、二〇〇、〇〇〇千円

昭和四十四年度事業計画  
昭和四十四年度における日本放送協会の事業運営については、事業経営の長期的構想のもとに、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及の早期達成につとめるとともに、すぐれた放送を実施し

て、国民の要望にこたえる。

(一) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるように、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網の早期完成を目標に積極的建設を行なう。また、ラジオにおいては、第二放送大電力局の整備を進めるほか、超短波放送局の建設を行なう。

(二) テレビジョン、ラジオ放送とも番組内容を充実刷新するとともに、カラーテレビジョン番組については、順次拡充を図る。また、超短波放送については、本放送の実施に伴いその特性を生かした番組を拡充強化する。

(三) 放送番組の利用については、教育、教養番組の充実に対応して、学校教育面への利用の促進を図るとともに、社会教育面への利用について積極的に促進する。

(四) 受信契約者の普及については、社会情勢の変化に即応した営業活動を推進し、受信者の開発につとめるとともに、受信者の理解と協力をうるよう協会事業の周知、受信の改善を積極的に行ない、極力、受信契約者の維持増加を図る。

(五) 国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組内容の充実刷新を行ない、放送効果の増大を図る。

(六) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を充実するとともに、その成果を広く一般に公開して、わが国放送文化の発展に資する。

(七) 経営管理については、事業規模の拡大と複雑化に対処し、経営全般にわたり業務の効率化を積極的に推進し、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。

二 建設計画  
建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に六八億四、六〇〇万円、放送設備の充実、改善および演奏所の整備に六六億七、五〇〇万円、研究設備の整備等に一八億七、九〇〇万円、総額一五四億円をもつて施行する。

(一) テレビジョン放送網計画  
テレビジョン放送の難視聴地域の早期解消を図るため、総合、教育両テレビジョン局とも、丹波等一八〇局の建設を完成し、一四〇局の建設に着手するほか、共同受信施設を設置する。

また、東京、大阪におけるUHFテレビジョン局の建設に着手するほか、放送所の自動化、非常用電源装置の整備等を行なう。

これらに要する経費は、五五億九〇〇万円である。

(二) ラジオ放送網計画  
超短波放送については、新たに県域放送を実施する放送局を含め前橋等四〇局の建設を完成し、五〇局の建設に着手するほか、松江等の増力を行なう。また、秋田第二放送大電力局の建設に着手するほか、放送所の自動化等を行なう。

これらに要する経費は、一三億三、七〇〇万円である。

(三) 演奏所整備計画  
前年度に引き続き、札幌放送会館の整備を取り進めるほか、前橋等四局の地方局演奏所の整備に着手する。

四 放送設備整備計画

放送番組の拡充に対処し、あわせて良質放送を実施するため、老朽の著しい放送設備を更新するほか、技術革新の進展に対応して設備の改善を行なうこととし、カラー放送設備、報道用取材機器、中継放送用機器等の整備を行なう。

これらに要する経費は、六三億八、八〇〇万円である。

(一) 研究設備、一般施設整備計画  
新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器等の整備を行なうほか、業務の効率化のための機器の整備、宿舍の整備等を行なう。

これらに要する経費は、一八億七、九〇〇万円である。

三 事業運営計画  
(一) 要員および給与  
要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最少限の人員にとどめるとし、前年度一五、七六〇人に対し、設備の増加、業務の拡充等により五〇人増員し、総員を一五、八一〇人とする。

これに要する給与は、総額三三〇億三、四三五万四千円である。

(二) 国内放送  
ア 放送番組については、テレビジョン放送において、総合放送は、一日一八時間の放送時間により、広く一般を対象とした番組を編成し、番組内容の向上刷新につとめ、教育放送は、一日一八時間の放送時間により、組織的、系統的な教育番組を中心に番組内容の充実強化を図る。

また、カラーテレビジョン放送においては、カラー放送に適した番組を対象に順次拡充し、一日一時間三〇分とする。

ローカル放送においては、一日一時間三〇分の放送時間により、地域社会に直結したニュース、報道、教養番組の充実を図る。

ラジオ放送においては、第一放送は一日一八時間、第二放送は一日一八時間三〇分の放送時間により、全般にわたり番組の刷新を図り、受信者の聴取態様に適合した効果的な番組の編成を行なう。

また、超短波放送は、本放送の実施に伴い、一日一八時間の放送時間により、県域を基本とするニュース・インフォメーション番組等ローカル放送を拡充するとともに、ステレオ放送の拡充等その特性を生かした番組の充実を図る。

このほか、放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあわせて、学校教育面への利用の促進を図るとともに、社会教育面への利用について放送視聴グループの総合的な育成等により積極的に促進する。

このため、番組関係に要する経費の総額は、一五三億四、七三七万二千円である。すなわち、番組制作に二一億七、六二七万七千円、番組の編成企画その他に二二億七、一〇九万五千円である。

イ 放送施設の運用維持については、保守運用の効率化等により極力経費の節減を図ることとするが、置局による設備の増加等により、前年度四七億九、九九八万三千円に対し、三億五、一一七万二千円の増額となり、総額五一億五、一一五万五千円である。

昭和四十四年三月三十一日 参議院會議録第十三号 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

ウ 通信施設関係については、前年度四四億一、三五四万八千円に対し、二、九四九万四千円の増額となり、総額四四億四、三〇四万二千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度二四一億一、三九二万二千円に対し、八億二、七六四万七千円の増額となり、総額二四九億四、一五六万九千円である。

(三) 国際放送

国際放送については、一日三六時間三〇分の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成するとともに、国際放送の周知の強化等により放送効果の増大を図り、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与する。

このため、前年度七億一、二三三万九千円に対し、一、二二六万一千円の増額となり、総額七億二、四六〇万円であります。

(四) 業務関係

業務関係については、社会情勢の変化に即応した営業活動を推進し、協会事業の周知の強化およびUHFテレビジョンの普及の促進、電波障害対策、共同受信施設の維持対策等受信の改善を積極的に行ない、極力、受信契約者の維持開発につとめ、受信料の確実な収納を図る。

このため、前年度六五億二、六〇五万五千円に対し、三億二、二九九万三千円の増額となり、総額六八億四、九〇四万八千円である。すなわち、広報および受信改善関係に一〇億一、二五一万五千円、契約収納関係に五八億三、六五三万三千円である。

(五) 管理関係

管理関係については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減につとめるとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業態事の向上を図ることとするが、設備の増加等により、前年度九四億六、七三万八千円に対し、五億五、二二〇万六千円の増額となり、総額一〇〇億一、九五八万九千円である。すなわち、一般管理に二〇億一、八五六万五千円、施設の維持管理に二二億九、七八六万六千円、職員の厚生保健に二九億六、六〇七万七千円、退職手当その他に二六億三、七〇八万一千円である。

(六) 調査研究関係

調査研究関係については、番組面において、国民世論調査、番組視聴状況調査ならびに意向調査等を行ない、技術面において、放送衛星の開発に関する研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送技術発展のための基礎研究等を行なう。

このため、前年度一五億六、六五〇万八千円に対し、一、〇〇二万五千円の増額となり、総額一五億七、六五三万三千円である。

(七) 財務関係

以上のほか、事業運営のために必要な経費として、減価償却費一二七億六、〇〇〇万円、放送債券発行償還経費、支払利息、未収受信料欠損償却等の関連経費二四億九、〇四三万五千円、資本収支へ繰入れ九億五、四二〇万円および予備費四億円を計上する。

四 受信契約者数

(一) 普通契約

ア 有料契約者見込数					
区	分				
イ 受信料免除者見込数	年度初頭免除者数	昭和四十四年度	昭和四十三年	増	減
	年度内新規免除者数	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000
	年度内廃止免除者数	0	1,000,000	0	1,000,000
	年度内増加免除者数	2,000,000	0	2,000,000	0
(参考)					
有料契約者見込総数					
イ 受信料免除者見込数	年度初頭契約者数	昭和四十四年度	昭和四十三年	増	減
	年度内新規契約者数	1,200,000	0	1,200,000	1,200,000
	年度内廃止契約者数	1,000,000	1,200,000	0	1,000,000
	年度内増加契約者数	2,200,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000
(参考)					
有料契約者見込総数					
イ 受信料免除者見込数	年度初頭契約者数	昭和四十四年度	昭和四十三年	増	減
	年度内新規契約者数	1,200,000	0	1,200,000	1,200,000
	年度内廃止契約者数	1,000,000	1,200,000	0	1,000,000
	年度内増加契約者数	2,200,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000
(参考)					
有料契約者見込総数					
イ 受信料免除者見込数	年度初頭契約者数	昭和四十四年度	昭和四十三年	増	減
	年度内新規契約者数	1,200,000	0	1,200,000	1,200,000
	年度内廃止契約者数	1,000,000	1,200,000	0	1,000,000
	年度内増加契約者数	2,200,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000
(参考)					
有料契約者見込総数					

昭和四十四年度資金計画

昭和四十四年度取支予算および事業計画に基づく本年度における資金計画は、次のとおりである。

一 本年度の入金額
受信料については、受信料収入予算八二五億一、八七二万円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額八一六億九、三五三万円を予定する。

二 本年度の出金額
事業経費六七〇億四、五六九万三千円、建設経費一五四億円、放送債券の償還三一億九、五八〇万円、長期借入金返済一三億円、放送債券償還積立金へ繰入れ一七億四二〇万円、予備費四億

三 資金の需要および調達を四半期にみれば、別表のとおりである。

Table with 5 columns: 区分, 第一四半期, 第二四半期, 第三四半期, 第四四半期, 合計. Rows include 一 前期末資金有高, 二 入信, 三 出信, 四 期末資金有高.

日本放送協会昭和四十四年度取支予算、事業計画及び資金計画に対する郵政大臣の意見書

日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和四十四年度取支予算、事業計画および資金計画は、おむね適当と認めらるるが、協会の公共放送として社会に果たす役割がますます増大している現状を考慮し、事業計画の実施にあつては、下記の点にじゅうぶん配慮のうえその計画の実施にあたるべきである。

記

- 一 テレビジョン放送については、協会の公共放送としての使命にかんがみ、UHFテレビジョン放送の普及のための施策を積極的に推進すべきである。
二 山間地等の、現に放送局が置局されていないため、テレビジョン放送の視聴が困難である地域の解消については、今後も経済的な簡易中継局方式の開発をさらに推進し、これを活用するなどにより、協会の本来的業務である放送局の置局を強力に促進して、その使命達成に万全を期すべきである。
三 超短波放送の本放送を実施するにあたり、その特質を最大限に生かした番組、および具域放送として地域社会に密着した番組を強化して、受信者の期待にこたえらるるとともに、外国混信による中波放送難聴地域については、その解消にいつそ役立たすよう努めるべきである。

〔永岡光治君登壇、拍手〕

○永岡光治君 たいだいま議題となりました案件は、日本放送協会の昭和四十四年度取支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めるものであります。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 別件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認められます。よって、本件は承認することに決しました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

昭和四十四年三月三十一日 参議院會議録第十三号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。また、委員長の報告を求めます。大蔵委員長丸茂重貞君。

関稅定率法等の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。 昭和四十四年三月三十一日 衆議院議長 石井光次郎 参議院議長 重宗 雄三殿

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

関稅定率法等の一部を改正する法律案 関稅定率法等の一部を改正する法律 (関稅定率法の一部改正)

第一条 関稅定率法(明治四十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、その者が入国の際に携帯して輸入する貨物の全部について簡易税率表によることを希望しない旨を税関に申し出たときは、この限りでない。

第三条の二第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、同項第五号中「簡易税率」を「前項の簡易税率表の税率」に改め、同号を同項第三号とする。

第四条第四項中「大蔵大臣により」を「大蔵省令で」に改める。

第六条中、「第十一条」を削る。

第十一条中、「当該輸入貨物の関稅の額に」を削り、「課稅價格の当該輸入貨物の課稅價格に対する割合を乗じて算出したを「関稅の」に改める。

第十三条第七項中「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に、「場合は、この限りでない」を「場合には、その関稅を徴取しないこととし、前項ただし書の承認を受けた製造用原料品につき変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があつた場合には、第十条第一項の規定に準じてその関稅を軽減することができる」に改める。

第十四条第十二号を次のように改める。

第十二号 削除

第十四条の二の次に次の一条を加える。 (外国で採捕された水産物等の減稅又は免稅)

第十四条の三 本邦から出漁した本邦の船舶によつて外国で採捕された水産物及び本邦から出漁した本邦の船舶内において当該水産物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品で、輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関稅を免除する。

2 本邦から出漁した本邦の船舶内において、外国の船舶によつて採捕された水産物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品のうち政令で定めるもので輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関稅の額と当該水産物が加工又は製造前の性質及び数量により輸入されるものとした場合における関稅の額との差額以内において、その関稅を軽減することができる。

第十五条第一項第四号中「大蔵大臣が指定したもの」を「大蔵省令で定めるもの」に改める。

第十七条第三項中「当該各号」を「同項各号」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 第十三条第七項ただし書の規定は、前項の規定により関稅を徴取する場合について準用する。この場合において、同条第七項ただし書中「前項ただし書の承認を受けた製造用原料品につき変質、

損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があつた場合には」とあるのは、「災害その他やむを得ない理由により当該貨物が第十七条第三項に規定する場合に該当することとなつた場合において、変質し、又は損傷したときは」と読み替へるものとする。

第十三条第三項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

4 第十三条第七項ただし書の規定は、前項の規定により関稅を徴取する場合について準用する。この場合において、同条第七項ただし書中「税関長の承認を受けて被却された」とあるのは、「政令で定めるところにより他の船舶の用に供された」と読み替へるものとする。

第二十條の二第三項に次の後段を加える。

この場合においては、第十三条第七項ただし書の規定を準用する。

別表の関稅率表の解釈に關する通則の備考中4を5とし、3の次に次のように加える。

4 この表において「課稅價格」とは、従量税品にあつては、第四条の規定に準じて算出した價格とする。

別表第三〇三・〇一号中 (一) その他のもの

A にしん(クルベア属の魚)及びその卵、たら(ガドゥス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオイラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コロラピス属の魚)

B その他のもの

改める。

別表第五〇五・一五号中 六 その他のもの

六 乾燥した血

七 その他のもの

改める。

別表第九〇九・一〇号中

二 その他のもの

(一) 小売容器入りのもの

(二) その他のもの

A 粉砕し又は混合してないもの

(a) しょうが

(b) その他のもの

B 粉砕し又は混合したもの

(a) しょうが

(b) その他のもの

二 しょうが(塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものに限り。)	一五%
三 その他のもの	二〇%
(一) 小売容器入りのもの	二〇%
(二) その他のもの	二〇%
A 粉砕し又は混合してないもの	一〇%
(a) しょうが	無税
(b) その他のもの	無税
B 粉砕し又は混合したものを	一五%
(a) しょうが	一〇%
(b) その他のもの	一〇%

別表第二部第一三類の備考を次のように改める。

備考

第一三・〇三号の細分において「アルコール分」とは、温度一五度において原容量一〇〇分中含有するエチルアルコールの容量をいう。

別表第一六・〇二号中 「二 その他のもの」	二五%
-----------------------	-----

二 動物の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限り。)	無税
三 その他のもの	二五%

改める。

別表第二五・一三号中

二 ガーネット	無税
(一) 課税価格が一キログラムにつき一〇〇円をこえるもの	無税
(二) 課税価格が一キログラムにつき一〇〇円をこえるもの	無税
(三) その他のもの	無税

二 ガーネット	無税
(一) 課税価格が一キログラムにつき一〇〇円以下のもの	無税
(二) その他のもの	無税

別表第二九・三五号中

一〇 その他のもの	二〇%
-----------	-----

一〇 酒石酸デキストロー(パラメトキシベンジル)ニメチルオクタヒドロイソキノリン、デキストロー三ヒドロキシNNメチルモルヒナン、臭化水素酸デキストロー三メトキシNNメチルモルヒナン及び三・四ジメチル五アミノイソオキサゾール	二〇%
一一 その他のもの	二〇%

改める。

別表第二九・四二号中

(一) カフェイン	二五%
A カフェイン無水物の含有量が乾燥状態における無水物として計算した全重量の九四%以下のもの	無税
B その他のもの	二五%

(二) その他のもの

(三) テオプロミン

(四) その他のもの

別表第三〇・〇三号中 「(一) 小売用の形状又は包装にしたもの」	二五%
----------------------------------	-----

改める。

(一) 小売用の形状又は包装にしたもの	二五%
A 加熱人血漿たんぱく製剤及び加熱人血清アルブミン製剤	無税
B その他のもの	二五%

改める。

別表第六部第三三類の備考2を次のように改める。

2 第三三・〇四号の細分において「アルコール分」とは、温度一五度において原容量一〇〇分中含有するエチルアルコールの容量をいう。

別表第七〇・一九号を次のように改める。

七〇・一九 ガラス製のビーズ、模造真珠、模造寶石、模造半貴石その他これらに類する装飾用細貨及びこれらを用いたガラス製品、ガラス製のキューブ及び小板(モザイク用その他これに類する装飾用のものに限り)とし、裏張りしてあるかどうかを問わない)、ガラス製の眼(がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く)、ランプ加工の装飾用ガラス細工品並びにガラス製の粒(パロティニ)	無税
---	----

昭和四十四年三月三十一日 参議院會議録第十三号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

- 一 ガラス製のキューブ及び小板(モザイク用その他これに類する裝飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない)、ガラス製の眼(がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く)並びにランプ加工の裝飾用ガラス細工品(貴金屬又はこれめつきた金属を用いたものを除く)。
- 二 その他のもの

別表第一四部第七二類の注の次に次の備考を加える。

備考

この類において「棒」及び「形材」又は「板」及び「帯」とは、第七四類の注2(b)又は(c)に規定する棒及び形材又は板及び帯をいう。

別表第八七・〇二号中

- (イ) ホイールベースが二七〇センチメートルをこえ、三〇四・八センチメートル以下のもの
- (ロ) ホイールベースが三〇四・八センチメートルをこえるもの

- (イ) ホイールベースが二七〇センチメートルをこえ、三〇四・八センチメートル以下のもの
- (ロ) ホイールベースが三〇四・八センチメートルをこえるもの

改める。

別表第八九・〇一を次のように改める。

- 八九・〇一 船舶(この類の他の号に該当するものを除く)
  - 一 総トン数が一〇、〇〇〇トン以上のもの
  - 二 その他のもの

別表第八九・〇四号を次のように改める。

- 八九・〇四 解体用船舶

別表の附表を次のように改める。

附表 簡易税率表

番号	品名	税率	第二欄の物品の関税率表の番号
一	砂糖	一キログラムにつき六七円五〇銭	第一七・〇一、第一七・〇二、第一七・〇三、第一七・〇四、第一七・〇五号の(一)

二 アルコール飲料

(1) ウイスキー(バーボンウイスキーを除く)。

- A 一リットルの課税価格が一、三〇〇円をこえるもの

- B 一リットルの課税価格が七〇〇円をこえ、一、三〇〇円以下のもの

- C その他のもの

(2) バーボンウイスキー

- A 一リットルの課税価格が七五〇円をこえるもの

- B その他のもの

(3) ブランデー(コニャックを含む)。

- A 一リットルの課税価格が一〇、〇〇〇円をこえるもの

- B 一リットルの課税価格が七、〇〇〇円をこえ、一〇、〇〇〇円以下のもの

- C 一リットルの課税価格が五、〇〇〇円をこえ、七、〇〇〇円以下のもの

- D 一リットルの課税価格が二、八〇〇円をこえ、五、〇〇〇円以下のもの

- E 一リットルの課税価格が一、五〇〇円をこえ、二、八〇〇円以下のもの

- F 一リットルの課税価格が七〇〇円をこ

一リットルにつき五、〇〇〇円	第二二・〇九号の一
一リットルにつき三、七〇〇円	第二二・〇九号の一
一リットルにつき二、九〇〇円	第二二・〇九号の一
一リットルにつき二、五〇〇円	第二二・〇九号の一
一リットルにつき一、八〇〇円	第二二・〇九号の一
一リットルにつき一、五〇〇円	第二二・〇九号の一
一リットルにつき一、三〇〇円	第二二・〇九号の一
一リットルにつき一、〇〇〇円	第二二・〇九号の一
一リットルにつき九、〇〇〇円	第二二・〇九号の一
一リットルにつき八、三〇〇円	第二二・〇九号の一
一リットルにつき七、〇〇〇円	第二二・〇九号の一
一リットルにつき五、〇〇〇円	第二二・〇九号の一
一リットルにつき二、八〇〇円	第二二・〇九号の一
一リットルにつき一、五〇〇円	第二二・〇九号の一
一リットルにつき七〇〇円	第二二・〇九号の一



<p>え、一、五〇〇円以下のもの</p> <p>G その他のもの</p> <p>(4) その他のもの</p> <p>A シャンパンその他のスパークリングワイン</p> <p>B ぶどう酒(ベルモットを含む)、ジンラム、ウオッカ又はリキニール</p> <p>C その他のもの</p>	<p>一リットルにつき四、六〇〇円</p> <p>一リットルにつき二、三〇〇円</p> <p>一リットルにつき一、五〇〇円</p> <p>一リットルにつき七〇〇円</p> <p>一リットルにつき一、五〇〇円</p>	<p>第二二・〇五号の一</p> <p>第二二・〇五号の二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇号の一</p>
<p>三 紙巻たばこ</p> <p>四 貴金屬製、さんご製、ぞうげ製、べつこり製、こはく製若しくはしつぼう製のもの又は貴石、半貴石、金若しくは白金を用いた時計(腕時計、懐中時計その他の携帯時計にあつては、一個の課税価格が六、〇〇〇円をこえるものに限るものとし、ストップウォッチを除く)、銀銃及びゴルフ用具(ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフクラブのヘッド及びシャフト並びにゴルフクラブ用のバッグに限る。)</p>	<p>一本につき五円</p> <p>五〇%</p>	<p>第四二・〇二号の二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇号の一</p>
<p>五 次に掲げる物品</p> <p>(1) 香水</p> <p>(2) 革製ハンドバッグで、一個の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの</p> <p>(3) 貴金屬、これを張つた金屬、貴石、半貴石又は真珠を用いた身辺用細貨類、細工品その他の製品(理化学用又は工業用の</p>	<p>三〇%</p> <p>五〇%</p>	<p>第三三・〇六号の一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇号の一</p>

<p>ものを除く。及び貴金屬をめぐつた身辺用模造細貨類で、一個又は一組の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの</p> <p>(4) 写真機及び撮影機(使用フィルム幅が一六ミリメートル以上で長さ三〇メートルをこえるフィルムを使用するものを除く。)</p> <p>(5) 一個の課税価格が六、〇〇〇円をこえる腕時計、懐中時計その他の携帯時計(ストップウォッチ及び前号に掲げるものを除く。)</p> <p>(6) さんご、ぞうげ又はべつこりの製品で、一個又は一組の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの</p> <p>(7) メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含むものとし、喫煙用のものに限る。)で、一個の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの</p>	<p>は第七一・一六号の一</p> <p>第九〇・〇七号の一(白又は第九〇・〇八号の一)</p> <p>第九一・〇一号の二</p> <p>第九五・〇一、九五・〇三、九五・〇五号の一</p> <p>第九八・一〇号</p>
<p>注 第二欄に掲げる物品は、第四欄の関税率表の番号に該当する物品に限るものとする。</p> <p>(関税法の一部改正)</p> <p>第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第四十一条」を「第四十一条の二」に改める。</p> <p>第二条第一項第十一号中「別表第一に掲げる港」を「貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める港」に改め、同号ただし書を削り、同項第十二号中「別表第二に掲げる空港」を「貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める空港」に改める。</p> <p>第四条第三号の二中「(販売の目的をもたない展示品(保税展示場において外国貨物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品を除く。)、第三十四条)を」のうちに、保税展示場における販売又は消費を目的とするもの、保税展示場において外国貨物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品(政令で定めるものを除く。その他これらに類する貨物で政令で定めるもの(第三十四条)に改め、同条第四号中「保税上屋」を「外貿埠頭公園の所有に係る指定保税地域、保税上屋」に改</p>	<p>一〇%</p>

昭和四十四年三月三十一日 参議院會議録第十三号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

め、同条第六号を次のように改める。

六 第七十六条第三項(郵便物を受け取つた旨の通知)の規定による通知がされた郵便物(次号に掲げるものを除く。)当該通知がされた時

第四条第八号中「貨物」の下に「又は第七十六条第三項の規定による通知がされないで輸入された郵便物」を加える。

第七条の二第二項中「更正があるまでは」を「更正以下この項及び次条において「更正」という。)があるまでは」に改め、「第七条の四第一項若しくは第三項の規定による」を削る。

第七条の三第一項中「納付すべき税額」の下に「(当該税額に關し更正があつた場合には、当該更正後の税額)を加え、「許可があるまでは」を「許可があるまで又は当該許可の日から一年以内(第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けた者に係る場合にあつては、当該承認の日の翌日から起算して一年を経過する日と輸入の許可の日とのいずれかおそい日までの間)に限り」に改め、「その申告に係る税額等」の下に「(当該税額等)に關し更正があつた場合には、当該更正後の税額等)を加え、「次条第一項の規定による」を削り、同条第二項中「次条第一項の規定による」を削り、「その更正を「更正」に改める。

第十三条第一項中「納稅義務者が納付した關稅又は滞納処分費を「關稅(滞納処分費を含む。以下この条において同じ。))」に改め、同条第二項中「還付する場合には、当該關稅又は滞納処分費が納付された日」を「還付し、又は第七項の規定により還付すべき金額を充当する場合には、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる日」に改め、「第七項の規定により」を削り、「還付すべき」を「還付し、又は充当すべき」に改め、同項に次の各号を加え、同条第六項中「又は滞納処分費」を削る。

- 一 更正若しくは第七条の四第二項(決定)の規定による決定又は賦課決定により納付すべき税額が確定した關稅(当該關稅に係る延滞税及び利子税を含む。)に係る過納金(次号に掲げるものを除く。) 当該過納金に係る關稅の納付があつた日(その日が当該關稅の前条第七項に規定する法定納期限前である場合には、当該法定納期限)
- 二 更正の請求に基づく更正(当該請求に対する処分に係る不服申立てについての決定若しくは裁決又は判決を含む。)により納付すべき税額が減少した關稅(当該關稅に係る延滞税及び利子税を含む。)に係る過納金 その更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該更正があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日
- 三 前二号に掲げる過納金以外の關稅に係る過納金 その過納金となつた日として政令で定める日の翌日から起算して一月を経過する日

第二十四条第二項中「船舶」の下に「又は航空機」を加える。

第三十一条第一項後段を削る。

第三十四条中「外国貨物」の下に「第四十一条の二(外貨埠頭公団の所有に係る指定保税地域)」を加える。

第三十六条中「第三号及び第四号」を「第二号」に改める。

第三十七条第一項中「又は日本国有鉄道」を「日本国有鉄道又は外貨埠頭公団」に改める。

第三十八条第一項中「及び日本国有鉄道」を「日本国有鉄道及び外貨埠頭公団」に改め、同条第四項中「管理者」の下に「(外貨埠頭公団法(昭和四十二年法律第百二十五号)第三十三条(岸壁等の貸付

け)の規定により岸壁等の貸付けを受けた者を含む。))」を加える。

第四十条第一項中「左の各号」を「第一号に掲げる行為であらかじめ税関長に届け出たもの又は第二号」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れ
- 二 見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為

第四章第二節第四十一条の次に次の一条を加える。  
(保税上屋についての規定の準用)  
第四十一条の二 第四十五条(保税上屋の許可を受けた者の關稅の納付義務)の規定は、外貨埠頭公団の所有に係る指定保税地域にある外国貨物について準用する。この場合において、同条第一項中「当該保税上屋の許可を受けた者」とあるのは、「外貨埠頭公団法第三十三条(岸壁等の貸付け)の規定により岸壁等の貸付けを受けた者」と読み替へるものとする。  
第六十二条の二第三項中「その蔵置、展示、使用その他の」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 積卸、運搬又は蔵置
- 二 内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れ
- 三 展示又は使用
- 四 前三号に掲げる行為に類する行為

第六十二条の三第四項中「保税展示場に蔵置」を「保税展示場において積卸、運搬若しくは蔵置をし、又は内容の点検若しくは改装、仕分けその他の手入れであらかじめ税関長に届け出たものを」に改める。  
第八十四条第五項中「著しく腐敗し、若しくは変質した」を「腐敗、変質その他やむを得ない理由により著しく価値が減少した」に改める。

第八十九条第二項中「一月を」を「二月」に改める。  
第九十六条の見出し中「税関空港」の下に「の港域」を加え、同条第二項から第四項までを削る。  
第一百一条第一項中「輸出」の下に「(第七十五条(外国貨物の積みもと)し)に規定する積みもと」を含む。次条第一項において同じ。))」を加え、同条第三項後段を削り、同条に次の一項を加える。

- 4 前項の期間は、一月一日を起算日として計算する。

第一百五十五条第一項第四号の次に次の一号を加える。  
四の二 輸出された貨物で關稅定率法第十一条(加工等のため輸出された貨物の減税)に規定するものについて、その輸出者、その輸出に係る通關業務を取り扱つた通關業者、当該輸出の委託者その他の關係者に質問し、又は当該貨物についての帳簿書類を検査すること  
第一百五十五条第五号中「蔵置にあつては、第六十二条の三第三項の税関長の定めた期間を経過して蔵置した場合に限る」を「第六十二条の三第四項の規定によりすることができるとなされている行為を除く」に改める。  
別表第一及び別表第二を削る。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条から第六条までの規定中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第七条第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号中「又は第十二条の第二項」を削り、同条第四項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第七条の二第一項及び第二項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に、「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に、「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第七条の三及び第七条の四第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第七条の五第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第七条の六第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「イタコン酸の製造」を削り、同項第四号中「揮発成分」を「揮発分」に改め、同条第三項第一号中「又は第十二条の第二項」を削り、同条の次に次の一条を加える。  
(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)

第七条の七 加工又は組立てのため、昭和四十五年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次の表の上欄に掲げる関税暫定措置法の番号に該当する同表の下欄に掲げる製品(政令で定める貨物を原料又は材料としないものを除く。)で、その輸出の許可の日から一年(一年をこえることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年をこえる税関長が指定する期間)以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の関税の額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

関税暫定措置法の番号	製品
第八四・一五号の一	電気冷蔵庫
第八四・五五号	コアメモリプレーン
第八四・六二号の二	ベアリング(外径が九ミリメートルに満たないものに限る。用の外輪及び内輪)
第八五・二二号の一	受信用真空管(ST管を除く。)
第八五・二二号の二	ゲルマニウムトランジスタ、シリコントランジスタ、ゲルマニウムダイオード及びシリコンダイオード

昭和四十四年三月三十一日 参議院会議録第十三号 関税暫定措置法等の一部を改正する法律案

第八五・二二号の三

表示放電管、受信用真空管(ST管を除く。)用又は表示放電管用の電極(組み立てたものに限る。)及びテレビジョン受像機の陰極線管用の電子銃

第九一・〇九号の二

腕時計の網及びその部分品(厚さが一ミリメートル以下の金属板(金属帯を含む。)製のものに限る。)

第八条第一項を次のように改める。

別表に掲げる物品で次の各号に掲げる期間内に輸入されるものに課する関税の率は、当該各号に掲げる同表の欄に定めるところによる。

- 一 昭和四十四年四月一日から同年十二月三十一日まで 別表の税率の欄の上欄
- 二 昭和四十五年一月一日から同年三月三十一日まで (原油及び関税暫定措置法第一七・一〇号の一の四に掲げる重油及び粗油にあつては、昭和四十六年三月三十一日まで) 別表の税率の欄の下欄

第十条中「場合においては、同条ただし書の承認を受けた物品につき」を「承認を受けたとき、又は当該承認を受けずに同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、これらの場合に該当することとなつた者から」に改め、「当該承認を受けた者から」を削り、「この場合において」の下に「当該承認を受けた物品につき」を加える。

第十一条第一項中「第五号(税関職員の権限)」を「第四号の二(加工等のため輸出された貨物に係る税関職員の権限)」の規定は、輸出された貨物で第七条の七に規定するものについて、同法第五号第一項第五号(製造用原料品等に係る税関職員の権限)に改め、「場合について」の下に「それぞれ」を加える。

第十二条の二第二項を削る。

第十三条を次のように改める。

第十三条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第一項において準用する関税法第五号第一項第四号の二(加工等のため輸出された貨物に係る税関職員の権限)の規定による税関職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同号若しくは第十一条第一項において準用する同法同条第一項第五号(製造用原料品等に係る税関職員の権限)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による税関職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

別表を次のように改める。

昭和四十四年三月三十一日 参議院會議録第十三号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

別表

關稅定率法 別表の番号	品名	稅率	
		昭和四十四年 一月三十一日以前	昭和四十五年 一月一日以後
〇二・〇二	家きん(鶏、あひる、がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きていないものに限る。)及びその食用のくす肉(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、くす肉にあつては、肝臓を除く。)のうち七面鳥(羽毛、内臓、頭又は脚がついているかどうかを問わないものとし、断片にしたものを除く。)	一八%	一七%
〇二・〇四	その他の肉及び食用のくす肉(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)	一八%	一七%
〇二・〇六	肉及び食用のくす肉(塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くす肉にあつては、家きんの肝臓を除く。)	八%	七%
〇三・〇一	魚(生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)	一〇%	一〇%
〇三・〇二	魚(塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限る。)	八%	七%
〇三・〇三	甲殻類及び軟体動物(殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。)並びに単に水煮した殻付きの甲殻類	二二%	一〇・五%
〇四・〇二	ものもの (1) 生きているもの (2) 生鮮、冷蔵又は冷凍のもの (3) その他のもの ミルク及びクリーム(貯蔵に適する処理をし、濃縮し、乾燥し又は甘味を付けたものに限る。)	八%	七%
〇四・〇三	バター	二五%	二五%
〇四・〇四	チーズ及びカード	三五%	三五%
〇五・一四	アンパーgris、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁(乾燥したものであるかどうかを問わない。)並びに医療用品の調製に用いる動物性生産品で生鮮のもの又は冷蔵、冷凍その他の方法により一時的に保存したもの	三五%	三五%
〇五・一五	動物性生産品(他の号に該当するものを除く。)及び第一類又は第三類の動物の生きていないもので食用に適しないもの	八%	七%
〇七・〇三	野菜(塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものに限るものとし、そのまま食用に供するために特に調製したものを除く。)のうちなす(一個当たりの重量が二〇グラム以下のものに限る。)、わらび及びびらつきよう	四%	三・五%
〇七・〇五	乾燥した豆(さやのないもので、皮を除いてあるか、又は割つてあるかどうかを問わない。)	一〇%	一〇%
〇八・〇一	なつめやしの実、バナナ、ココヤシの実、ブラジ	一〇%	一〇%

昭和四十四年三月三十一日 参議院會議録第十三号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

〇八・〇五	ナット(生鮮又は乾燥のものに限るとともに、第〇八・〇一号に該当するものを除くものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。)	四 其他のものうち カシューナット以外のもの	無税 五%	無税 五%	〇九・一〇	一 コーヒー (一) コーヒー豆(いつてないものに限る。) こしより属のペーパー及びとうがらし属又はピメント属のピメント 二 其他のもの (二) 粉砕し又は混合したもの アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン、カラウエイ又はジュニパーの種 二 其他のもの (二) 粉砕し又は混合したもの タイム、サフラン、月けい樹の葉及びその他の香料 二 しょうが(塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものに限り。)	無税 八%	無税 七%
〇八・〇七	核果(生鮮のものに限る。)	四 其他のものうち (一) 甘扁桃仁 (二) ヘーゼルナット	一三% 一六%	一二% 一四%	〇九・〇四	二 しょうが(塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものに限り。)	二五%	二五%
〇八・一一	一時的に貯蔵した果実(たとえば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液によるもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)	一 パナナ	一六%	一四%	〇九・〇三	三 其他のもの (一) 粉砕し又は混合したもの (a) しょうが B 粉砕し又は混合したもの (a) しょうが	八%	七%
〇八・二二	乾燥果実(第〇八・〇一号、第〇八・〇二号、第〇八・〇三号、第〇八・〇四号又は第〇八・〇五号に該当するものを除く。)	一 パナナ	六〇%	六〇%	一〇・〇一	小麦及びメスリンのうち	一一%	九%
〇八・二三	(1) プルーン (2) 其他のものうち干しがき以外のもの メロンの皮及びかんきつ類の果皮(生鮮、冷凍又は乾燥のもの及び塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものに限り。)	一 パナナ	一三% 一八%	一二% 一七%	一〇・〇五	大麦及びはだか麦のうち 大麦 とうもろこしのうち	無税	無税
〇九・〇一	コーヒー(いつてあるか、又はカフェインを除いてあるかどうかを問わない。)、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物		四%	三・五%		関稅定率法第一三條第一項の規定の適用を受けないもの (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (i) 糖化用のもの(政令で定めるところにより、使用され、かつ、販売の用に供されるものに限る。) (ii) 其他のもの (iii) 其他のもの	無税 一〇%	無税 一〇%

昭和四十四年三月三十一日 参議院會議録第十三号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

一〇・〇六	米	無稅	無稅
一一・〇三	豆(第〇七・〇五号に該當するものに限る。)の粉	一三%	無稅
一二・〇一	採油用に適する種及び果実(割つてあるかどうかを問わない。)	一三%	一二%
	一 大豆	一〇%	一〇%
	二 落花生	四%	三・五%
	七 サフラワリーの種	四%	三・五%
一二・〇七	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含むものとし、全形のもの又は切り、碎き、ひき若しくは粉状にしたもので、生鮮又は乾燥のものに限る。)	八%	七%
	一二 その他のもののうち	八%	七%
	キヌベ根以外のもの	八%	七%
一二・〇八	ローカストビーン(生鮮又は乾燥のもので、碎いてあるか、又はひいてあるかどうかを問わないものとし、さらに調製したものを除く。)及び主として食用に供する果実の核その他の植物性生産品で他の号に該當しないもの	八%	七%
	三 その他のもの	八%	七%
一三・〇二	セラック、シードラック、ステックラックその他のラック並びに天然のガム、樹脂、ガムレジン及びバルサム	無稅	無稅
	三 セラックその他の精製ラック	無稅	無稅
一四・〇一	穀物のわらで清淨にし、漂白し又は染色したものの、オーザ、あし、いぐさ、とう、竹、ラファイア、ライム樹皮その他主として組物に用いる植物性材料	無稅	無稅
	四 その他のもののうち	無稅	無稅
	葛芋	無稅	無稅
一四・〇五	植物性生産品(他の号に該當するものを除く。)	無稅	無稅
	四 その他のものうち	無稅	無稅
	除虫菊かす	無稅	無稅
一五・〇一	ラードその他の豚脂及び家きん脂で溶出によつて得たもの	無稅	無稅
	一 豚脂	無稅	無稅
	(一) ラード	一キログラムにつき一三八〇銭	一キログラムにつき一三二〇銭
	(二) その他のもの	三%	二%
	A 酸価が二をこえるもの	三%	二%
	B その他のもの	三%	二%
一五・〇五	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質(ワノリンを含む。)	四%	三・五%
	一 ウールグリース	四%	三・五%
一五・〇七	植物性油脂(精製してあるかどうかを問わない。)	一キログラムにつき二〇円	一キログラムにつき二〇円
	一 大豆油	一キログラムにつき二〇円	一キログラムにつき二〇円
	二 落花生油	一キログラムにつき二〇円	一キログラムにつき二〇円
	三 菜種油及びからし種油	一キログラムにつき二〇円	一キログラムにつき二〇円
	四 ひまわり油	一キログラムにつき二〇円	一キログラムにつき二〇円
	五 綿実油	一キログラムにつき二〇円	一キログラムにつき二〇円
	八 パーム油及びパーム核油	九・二%	八・八%
	一四 その他のもの	九・二%	八・八%
一五・一〇	脂肪性の酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び脂肪性のアルコール	一キログラムにつき二〇円	一キログラムにつき二〇円
	二 ステアリン	一キログラムにつき二〇円	一キログラムにつき二〇円
	三 その他のもの	一キログラムにつき二〇円	一キログラムにつき二〇円
一五・一六	植物性ろう(着色してあるかどうかを問わない。)	五%	五%
	一 カルナバろう	五%	五%

一六・〇二	肉又はくず肉の他の調製品 一 なまこ、くらげ又はうに(卵を含む)のもの の	一八%	一七%
一六・〇四	魚の調製品(キヤビア及びその代用物を含む。) 一 キヤビア及びその代用物 二 その他のもののうち (1) 魚卵以外のもの (2) 魚卵(にしん(グルベア属の魚)又はたら(ガドウス属、テラグラ属及びメルルシウス属の魚)のものを除く。) 甲殻類又は軟体動物の調製品 一 くん製のもののうち えび 二 その他のもの 砂糖菓子(ココアを含有するものを除く。) 二 その他のもの	一八% 一六% 一八% 一八% 一六% 一一% 一二% 一八% 一〇・五% 一七%	一四% 一四% 一七% 一七% 一四%
一八・〇一	カカオ豆(全形のもの又は割つたもので、生のものであるか、又はいつたものであるかどうかを問わない。)	三五%	三五%
一八・〇三	ココアペースト(塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない。)のうち 脱脂していないもの カカオ脂	無税 無税	無税 無税
一八・〇四	穀粉、でん粉又は麦芽エキス(育児食用、食餌療法用又は料用調製の調製品(ココアを含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限る。)) 二 その他のもののうち ケーキミックス以外のもの	一六% 七・四%	一四% 六・六%
一九・〇二	食酢又は酢酸で調製した野菜及び果実(砂糖、塩、香辛料又はマスタードを加えてあるかどうかを問わない。) 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの	二一% 二一%	一九% 二二%
二〇・〇一	調製した野菜(食酢又は酢酸で調製したものを除く。)	二一%	二二%
二〇・〇四	砂糖で調製した果実、果皮その他植物の部分(ドラインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。)	二〇% 二二%	一九% 二〇%
二〇・〇六	その他の調製した果実(砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含有しているかどうかを問わない。) 一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの (一) パイナップル (二) その他のもののうち (1) なし(砂糖を加えたものうちかん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る。) (i) 容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの (ii) その他のもの (2) さくらんぼ(砂糖を加えたものうちかん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、	三五% 二六・二% 三一%	三五% 二五・八% 二九%
二〇・〇四	砂糖で調製した果実、果皮その他植物の部分(ドラインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。)	二〇% 二二%	一九% 二〇%
二〇・〇六	その他の調製した果実(砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含有しているかどうかを問わない。) 一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの (一) パイナップル (二) その他のもののうち (1) なし(砂糖を加えたものうちかん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る。) (i) 容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの (ii) その他のもの (2) さくらんぼ(砂糖を加えたものうちかん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、	二〇% 二二%	一九% 二〇%

昭和四十四年三月三十一日 参議院會議録第十三号 關稅定率法等の一部を改正する法律案

<p>容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り。</p>	<p>(1) マラスキーノチェリー</p>	<p>(2) さくらんぼ (2)に掲げるものを除く。</p>	<p>(3) さくらんぼ (2)に掲げるものを除く。</p>	<p>(1) 桃及びなし(かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る。)、さくらんぼ(かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの)、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものを除く。)、アプリコット、ミックスドフルーツ、フルーツサラダ並びにフルーツカクテル</p>	<p>(2) ナット(いつた落花生を除く。)</p>	<p>ソースその他の混合調味料</p>	<p>一 ソース</p>	<p>(1) その他のものうち フレンチドレッシング及びサラダドレッシング以外のもの</p>	<p>(2) その他のもの その他の発酵酒(たとえは、りんご酒、なし酒及びビール)</p>	<p>二二・〇七</p>	<p>二二・〇九</p>	<p>エチルアルコール(変性してないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る。)、及び蒸留酒、リキユールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品(いわゆる濃縮エキス)でアルコールを含有するもの</p>	<p>一 エチルアルコール及び蒸留酒</p>	<p>二 その他のものうち エチルアルコール及びラム以外のもの</p>	<p>三 リキユールその他のアルコール飲料(蒸留酒を除く。)</p>	<p>四 その他のもの</p>	<p>一リットル</p>	<p>一リットル</p>
<p>二五・一〇</p>	<p>二五・〇七</p>	<p>二五・〇五</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>
<p>食酢及びその代用物 甘味を付けた飼料その他の調製飼料及び飼料用調製品</p>	<p>二  その他のものうち 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえるもの(小売容器入りのもの(気密容器入りのものを除く。))に限るものとし、乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの及び粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%以上のものを除く。</p>	<p>二  その他のものうち 全重量の五〇%以上のものが政令で定める規格による二九七ミクロンのふるいを通過するもの</p>	<p>(1) 課税価格が一キログラムにつき四 五円以下のもの</p>	<p>(2) 課税価格が一キログラムにつき四 五円をこえ、四九円五〇銭以下のもの</p>	<p>天然の砂(着色してあるかどうかを問わないものとし、第二六・〇一号に該当する砂状の金属鉱を除く。)</p>	<p>一 けい砂のうち 政令で定める日(1)において「指定日」という)から昭和四五年三月三十一日まで輸入されるもの</p>	<p>(1) 指定日から昭和四五年三月三十一日までにおける国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの</p>	<p>一キログラムにつき、 課税価格と 四九円五〇 銭との差額</p>	<p>一キログラムにつき、 課税価格と 四九円五〇 銭との差額</p>	<p>無税</p>	<p>無税</p>	<p>無税</p>	<p>無税</p>	<p>無税</p>	<p>無税</p>	<p>無税</p>	<p>無税</p>	<p>無税</p>
<p>二五・一〇 二五・〇七</p>	<p>二五・〇五</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>
<p>二五・一〇</p>	<p>二五・〇七</p>	<p>二五・〇五</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>	<p>二五・〇四</p>



二五・一一	<p>(2) その他のもの 天然の硫酸バリウム(重晶石)及び炭酸バリウム(毒重石)焼いてあるかどうかを問わないものと、酸化バリウムを除く。 一 硫酸バリウム(重晶石) (一) 粉末のもの A 塩酸不溶分が乾燥状態において全重量の九六%以上のもの B その他のもの</p>	一〇%	一〇%
二五・一九	<p>天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト)焼いてあるかどうかを問わないものと、酸化マグネシウムを除く。 一 マグネシアクリンカー 金属鉍(精鉍を含む)及び焼いた硫化鉄鉍 四 マンガン鉍</p>	一〇%	一〇%
二六・〇一	<p>(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (2) その他のもの (i) マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの (ii) その他のもの</p>	無税	無税
二七・〇九	<p>石油及び歴青油(原油に限る。)</p>	一・五%	一・五%
二七・一〇	<p>石油及び歴青油(原油を除く)並びに石油又は歴青油の調製品(調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。) 一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。) (一) 揮発油 A 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留温度と減失量加</p>	一・五%	一・五%
算九五%留温度との温度差が二度以内のもの	<p>B その他のもの (b) その他のものうち (1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの (2) アンモニアの製造に使用するもの及びガス事業法第七條第一項に規定するガス事業者がガスの製造に使用するもの (3) ヘプタン系溶剤(政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留温度が九二度以上で、減失量加算九五%留温度が一〇〇度以下のものに限り。)</p>	一六%	一四%
A 重油及び粗油	<p>(1) 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの (2) 温度一五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下のもの (1) 製油の原料として使用されるもの (2) その他のもの</p>	無税	無税
B 温度一五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下のもの	<p>(1) 製油の原料として使用されるもの (2) その他のもの</p>	一・五%	一・五%
C 温度一五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下のもの	<p>(1) 製油の原料として使用されるもの (2) その他のもの</p>	一・五%	一・五%

昭和四十四年三月三十一日 参議院會議録第十三号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

<p>C 温度一五度における比重が〇・九二七三をこえるもの</p>	<p>(1) 製油の原料として使用されるもの</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>(四) 潤滑油(流動パラフィンを含む)</p> <p>B その他のものうち</p> <p>伸展油(温度一五度における比重が〇・八九をこえ、〇・九三以下のもの、スチレンブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムを製造する際に原料として使用するものに限り)</p>	<p>石油ガスその他のガス状炭化水素のうち</p> <p>(1) 液体メタンガス</p> <p>(2) 液化石油ガス(アンモニアの製造に使用するものに限り)</p>	<p>二七・二二</p> <p>ペトロラタム</p> <p>(1) ワセリン</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>二七・二三</p> <p>パラフィンろう、ミクロクリスタリンワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう(着色してあるかどうかを問わない)</p> <p>一 パラフィンろう、ミクロクリスタリンワックス、スラックワックスその他のパラフィン系のろう</p> <p>(二) その他のもの</p>	<p>二七・二四</p> <p>石油アスファルト、石油コークスその他の石油又は歴青油の残留物</p> <p>二 石油コークス</p> <p>(1) 揮発分の含有量が水分を除いた全重量の三%以上のもの</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>トルルにつき 七三〇円</p>	<p>一キロリットルにつき 六四〇円</p> <p>一キロリットルにつき 六六〇円</p>	<p>無税</p>	<p>無税</p>	<p>無税</p>	<p>一四・四%</p>	<p>二%</p>	<p>無税</p>	<p>トルルにつき 七三〇円</p>	<p>一キロリットルにつき 六四〇円</p> <p>一キロリットルにつき 六六〇円</p>	<p>無税</p>	<p>無税</p>	<p>七%</p>	<p>一〇・五%</p>	<p>無税</p>	<p>三・五%</p>								
<p>二八・〇三</p>	<p>二八・〇五</p>	<p>二八・一二</p>	<p>二九・二〇</p>	<p>二八・二五</p> <p>二八・二八</p>	<p>二八・二九</p>	<p>二八・二九</p>	<p>炭素(カーボンブラック、アントラセンブラック、アセチレンブラック及びランプブラックを含む)</p> <p>アルカリ金属、アルカリ土類金属、希土類金属、イットリウム、スカンジウム及び水銀</p> <p>三 水銀のうち</p> <p>昭和四十五年三月三十一日(同日前の日を政令で定めるときは、その日)までに輸入されるもの</p>	<p>酸化ほう素及びほう酸</p> <p>二 ほう酸</p> <p>ストロンチウム、バリウム又はマグネシウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物</p> <p>二 その他のものうち</p> <p>マグネシアクリンカー</p> <p>酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び人造コランダム</p> <p>一 酸化アルミニウムのうち</p> <p>アルミニウムの製錬に使用するもの</p> <p>酸化チタン</p> <p>ヒドラジン、ヒドロキシルアミン及びこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物</p> <p>五 その他のものうち</p> <p>(1) 三酸化アンチモン(課税価格が一キログラムにつき一九九円以上のものに限る)、酸化水銀、酸化第一銅及び酸化ニッケル</p> <p>(2) 酸化ジルコニウム(含有するハフニウムのジルコニウムに対する重量割合が〇・〇二五%以下のものに限る)</p> <p>(3) その他のものうち三酸化アンチモン(課税価格が一キログラムにつき一九九円に満たないものに限る)以外のもの</p> <p>ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロほう酸塩その他のふつ素錯塩</p> <p>二 フルオロタンタル酸カリウム</p>	<p>無税</p>	<p>一〇%</p>	<p>無税</p>	<p>二%</p>	<p>一八%</p>	<p>無税</p>	<p>一六%</p>	<p>五・二五%</p>	<p>無税</p>	<p>一〇%</p>	<p>無税</p>	<p>一七%</p>	<p>無税</p>	<p>一六%</p>	<p>一四%</p>	<p>無税</p>	<p>無税</p>	<p>無税</p>	<p>一〇・五%</p>	<p>無税</p>	<p>無税</p>	<p>無税</p>

二八・三〇	三 其他のもの 塩化物及びオキシ塩化物	一二%	一〇・五%
二八・三三	四 其他のもの 塩素酸塩及び過塩素酸塩	一二%	一〇・五%
二八・三五	二 其他のもの 硫化物及び多硫化物	一二%	一〇・五%
二八・三八	二 其他のもののうち 硫化水銀以外のもの	八%	七%
二八・三九	五 其他のもの 亜硝酸塩及び硝酸塩	一二%	一〇・五%
二八・四〇	二 其他のもののうち 亜りん酸塩、次亜りん酸塩及びりん酸塩	一二%	一〇・五%
二八・四二	二 其他のもの (1) 当該年度におけるりん酸アンモニウム(この表の関稅定率法別表の番号第三一・〇五号に掲げるものを含む。)の国内需要見込數量から国内生産見込數量を控除した數量を基準とし、國際市況その他の條件を勘案して政令で定める數量(以下「りん酸アンモニウム」について政令で定める數量」という。)以内のもの(複合肥料の製造に使用するものに限る。) (2) 其他のもの	無稅 二〇%	無稅 二〇%
	炭酸塩及び過炭酸塩並びに商價行上炭酸アンモニウムとして取引される物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの		
	一 ソーダ灰		
	(一) ふつ化ナトリウムとして計算したふつ素分が乾燥状態において全重量の〇・二%以上のもの		
	一 キログラムにつき三		
	一 キログラムにつき三		
二八・四七	七 其他のもの クロム酸塩、過マンガン酸塩、すず酸塩その他の金属酸塩	一二%	一〇・五%
二八・五二	一 過マンガン酸カリウム	一六%	一四%
	二 其他のもの トリウム、ウラン二三五を減少させたウラン(劣化ウラン)、希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物(これらを相互に混合してあるかどうかを問わない。)	一二%	一〇・五%
二八・五六	四 其他のもののうち 硝酸ランタン	無稅	無稅
二九・〇一	炭化けい素、炭化ほう素、金属炭化物その他の炭化物	八%	七%
二九・〇三	二 其他のもの 炭化水素	無稅	無稅
二九・〇五	二 其他のもの 一 キシレンのうち オルトキシレン 炭化水素のスルホン誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 二 キシレンススク及びシメンムスク 二 其他のもの 環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	無稅 無稅 無稅 無稅 無稅 無稅	無稅 無稅 無稅 無稅 無稅 無稅
	一 芳香族アルコール及びその誘導体	二〇%	一七・五%
	(一) ベンジルアルコール及びフェニルエチルアルコール	一六%	一四%
	(二) 其他のもの テルピネオール、メントール及びボルネオールのうち	二〇%	一七・五%
	(三) 其他のもの テルピネオール及びボルネオール	一六%	一四%

昭和四十四年三月三十一日 參議院會議録第十三号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

二九・〇六	フェノール及びフェノールアルコール 三 多価フェノール 四 その他のもの	一六％ 一六％	一四％ 一四％
二九・〇八	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールオキシド及びエーテルアルコールオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 二 アニソール、アネトール、ジフェニルエーテル、オイゲノール、イソオイゲノール及びアンブレタトムスク 三 その他のもの	一六％ 二〇％ 一六％	一四％ 一七・五％ 一四％
二九・一〇	アセトール、ヘミアセトール並びに単一又は混成の酸素官能のアセトール及びヘミアセトール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 二 その他のもの	一六％	一四％
二九・一一	アルデヒド及びアルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノールその他の単一又は混成の酸素官能のアルデヒド 二 シトラール、フェニルアセトアルデヒド、シンナムアルデヒド、アルファアミルシンナムアルデヒド、シクラーメンアルデヒド、ヒドロキシシトロネラル、ヘリオトロピン、バニリン及びエチルバニリン	一六％	一四％
二九・一三	ケトン及びキノン並びにケトンアルコール、ケトンフェノール、ケトンアルデヒド、キノンアルコール、キノンフェノール、キノンアルデヒドその他の単一又は混成の酸素官能のケトン及びキノン並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一 ケトン官能化合物 二 その他のものうち 一 しょう脳 二 その他のもの 三 その他のもの	二〇％	一七・五％
二九・一四	一 塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸	一六％	一四％
二九・一五	過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 二 ステアリン酸及びオレイン酸 多塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一 しゅう酸	二二％	一〇・五％
二九・一六	アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一 アルコール酸及びその誘導体 (一) 乳酸 (二) その他のもの (三) フェノール酸及びその誘導体 (四) アセチルサリチル酸 (五) その他のもの (六) その他のもの (七) その他のもの (八) その他のもの (九) その他のもの (十) その他のもの (十一) その他のもの	二二％	一〇・五％
二九・二二	アミン官能化合物	一六％	一四％
二九・二五	アミド官能化合物	一六％	一四％
二九・二六	イミド官能化合物及びイミン官能化合物	一六％	一四％
二九・三一	有機いおう化合物	一六％	一四％
二九・三二	その他のもの	一六％	一四％
二九・三三	その他のオルガノインオルガニック化合物のうちトリエチルアルミニウム	無税	無税
二九・三五	複素環式化合物及びスクレイン酸	無税	無税
二九・三六	一 フルフラール	一六％	一四％
二九・三七	二 ピリジン及びピコリン	一六％	一四％
二九・三八	八 ノナクトン、ウンデカラクトン、エクザルトリド、アンブレタトリド及びクマリン	一六％	一四％
二九・三九	一 一 その他のもの	一六％	一四％
二九・四〇	(1) トリエチレンジアミン	一六％	一四％

二九・三六 二九・三八	(2) Nメチルニピロリドン (3) その他のもの スルホンアミド プロビタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限るものとし、天然のプロビタミンコンセントレート及びビタミンコンセントレートを含み)並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物(溶媒に溶かしてあるかどうかを問わない。)	無税 一六%	無税 一四%
二九・三九	四 ビタミンB群及びその誘導体 (一) ビタミンB <sub>1</sub> 及びその誘導体 (二) その他のもの ホルモン(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る)及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの	一二% 一二% 一二%	一〇・五% 一〇・五% 一〇・五%
二九・四二	四 性ホルモン及びその誘導体 (一) その他のもの 植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 三 その他のもの (一) カフェイン B その他のもの V その他のもの 医薬品(動物用のものを含む。)	一六%	一四%
三〇・〇三	四 その他のもの (一) 小売用の形状又は包装にしたもの B その他のもの	二〇%	一七・五%
三〇・〇四	脱脂綿、ガーゼ、包帯、被覆材、ばんそうこう、パップ剤その他これらに類する製品(医療を目的として医薬を塗布し若しくはしみ込ませ、又は小売用に包装したものに限るものとし、この類の注3に掲げる物品を除く。)	一六%	一四%
三一・〇五	その他の肥料及びこの類の物品をタブレット状、ひし形その他これらに類する形状に調製し、又は	一六%	一四%
三二・〇五	容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもののうち りん酸アンモニウム(りん酸アンモニウムを主成分とする物品を含む) (1) りん酸アンモニウムについて政令で定める数量以内のもの (2) その他のもの 有機合成染料(顔料色素を含む)、有機合成ルミノア、けい光白色染料及び天然あい 一 塩基性染料 六 建築染料 (二) その他のものうち 国産品と競合すると認められない染料として政令で定めるもの 一一 反応性染料のうち 政令で定めるホット型のもの 筆記用インキ、印刷用インキその他のインキ 二 その他のもの 精油(コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない。)及びレジノイド 一 精油 (一) ゲラニウム油、ラベンダー油、レモンダラス油、パチュリ油、ペチベル油及び芳香ののうち (1) レモンダラス油 (2) パチュリ油 (三) その他のものうち (1) しょう脳原油(温度一五度における比重が〇・九四をこえ、かつ、しょう脳含有量が水分を除いた全重量の四〇%をこえるものに限る。) (2) その他のものうちペパーミント油及びスピアミント油以外のもの 精油のコンセントレート(冷収法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。)	無税 一〇% 一〇%	無税 一〇% 一七・五%
三二・二三		一〇%	一〇%
三三・〇一		一六%	一四%
三三・〇三		一六%	一四%

昭和四十四年三月三十一日 参議院會議録第十三号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

昭和四十四年三月三十一日 参議院會議録第十三号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

三三・〇六	調製香料及び化粧品類 四 菌みがき 五 その他のもののうち ひげそり用製品、つめ化粧品、香及び線香	一 二	一〇・五%	三八・〇七	ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油、その他のテルペン系溶剤（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る）、ジベンテン（粗のものに限る）、亜硫酸テレピン並びにパイン油（テルピネオールの含有量が少ないパイン油を除く。） 二 パイン油	四%	三・五%
三六・〇五	花火、鉄道用の霧中信号用品、のろし、レインロケットその他これらに類する火工品	二	一〇・五%	三八・〇八	ロジン、樹脂酸及びこれらの誘導体（第三九・〇五号のエステルガムを除く。）並びにロジンスピリット及びロジン油	無税	無税
三七・〇四	感光性のプレート及びフィルム（露光したもので、現像しないものに限る。） 一 映画用フィルム （二）その他のもの C フィルムの幅が一〇ミリメートルをこえ、三〇ミリメートル以下のもの（Bに掲げるものを除く。） D フィルムの幅が三〇ミリメートルをこえるもののうち フィルムの幅が三五ミリメートルのもの	一 二 三	一 二 三	三八・一一	消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、殺菌剤その他これらに類する物品（小売用の形状又は包装にしたもの、製剤にしたもの並びににおうを含ませた帯、しん及びろうそく、はえ取り紙その他の製品にしたものに限る。） 一 小売用の形状又は包装にしたもの アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指數向上剤、腐食防止剤その他これらに類する調製した鉱物油添加剤 一 テトラアルキル鉛を主体とするアンチノック剤	一六%	一四%
三七・〇六	映画用サウンドトラックフィルム（露光し、かつ、現像したものに限る。） 二 その他のもののうち フィルムの幅が三五ミリメートルのもの	一	一	三八・一九	化学品及び化学工業（類似の工業を含む。）による調製品（天然物のみの混合物を含む。）並びに当該工業において生ずる残留物（他の号に該当するものを除く。） 一 低重合度の混合アルキレンのうち トリプロピレン 一〇 その他のもののうち 電気用炭素ブラシの素材（黒鉛に金属、炭素その他の材料を加え、塊、板、棒その他これらに類する形状にしたものに限る。）	無税	無税
三七・〇七	その他の映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するかどうかを問わない。） （二）その他のもの （三）フィルムの幅が一〇ミリメートルをこえ、三〇ミリメートル以下のもの （四）フィルムの幅が三〇ミリメートルをこえ、四〇ミリメートル以下のもの	一 二	一 二	三九・〇二	ポリエチレン、ポリテトラハロエチレン、ポリイソブチレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリ酢酸ビニル、ポリクロロ酢酸ビニルその他のポリビニル誘導体、ポリアクリル酸誘導体、ポリメ	無税	七%



四四・二二 四四・二三	木毛及び木粉 かんながけ、さねはぎ加工、みぞ付けその他これらに類する加工をした木材(寄せ木用又は床板用のブロック、ストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、さらに加工したものを除く。)	無税 四%	無税 三・五%
四四・一五	合板、ブロックボード、ラミンボード、パツテンボードその他これらに類する積層木材(ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む。)及び象眼し又は寄せ木した木材のうち	四%	三・五%
四四・二四 四四・二七	木製の家事用具 しよく合その他の照明具、第九四類に該当しない家具並びに手箱、たばこ入れ、盆、果物鉢、置物その他の裝飾的細工品、刃物箱、製図用具の箱、パイオリンのケースその他これらに類する容器、通常ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し、又は身辺に付けて用いる身辺用品及び身辺用裝飾品並びにこれらの部分品(木製のものに限る。)	一八% 一六%	一七% 一四%
四四・二八	その他のもの (一) かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。) (二) その他のもの (三) その他のもの その他の木製品 一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)	二四% 一六%	二二% 一四%
四五・〇四	二 その他のもの 凝集コルク(凝集剤を用いてあるかどうかを問わない。)及びその製品	一六%	一四%
四六・〇三	二 その他のもの かご細工物、枝条細工物その他の組物材料の製品(直接造形したものに限る。)	一六%	一四%
四八・〇二 四八・〇七	一 人造プラスチック製のもの 手すきの紙及び板紙 紙及び板紙(ロール状又はシート状のもので、塗布し、しみ込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの(単にけい線、線又は方眼線を引いたもの及び第四九類に該当する印刷物を除く。)に限る。)	二四% 二二%	一〇・五% 二二%
四八・〇九	九 その他のもの 建築用ボード(木材パルプその他の植物性纖維から製造したものに限るものとし、天然樹脂、人造樹脂その他これらに類する結合剤を用いてあるかどうかを問わない。)	一六%	一四%
四八・一五	その他の紙及び板紙(特定の形状に切つたものに限る。)	一三%	一三%
四八・一八	一 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムをこえ、三〇グラム以下のものに限る。) 四 その他のもの 帳簿、練習帳、雑記帳、メモ帳、注文帳、領収帳、日記帳、プロッチングパッド、書類ばさみ、ファイルカバ―その他の紙製又は板紙製の文房具及び事務用品並びに紙製又は板紙製のアルバム及びブックカバー	八% 二二%	七% 一〇・五%
四八・二二	二 その他のもの アルバム 製紙用パルプ、紙、板紙又はセルロースウオツティングのその他の製品 二 その他のもののうち 製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	一六% 二二%	一四% 一〇・五%



四九・二〇	カレンダー(カレンダーブロックを含むものとし、紙製又は板紙製のものに限る。)	二二%	二〇・五%
五〇・〇四	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。)	二二%	一〇・五%
五〇・〇七	絹糸、絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸に限る。)	二二%	一〇・五%
五一・〇二	単織維、ストリップ(人造ストローその他これに類する物品を含む。)及びカットガット(人造織維の材料で製造したものに限る。)	二〇%	一七・五%
五一・〇四	一 合成織維の材料で製造したもの 人造織維の織物(長織維の糸で織つたものに限るものとし、第五一・〇一号又は第五一・〇二号の単織維又はストリップの織物を含む。)	二〇%	一七・五%
五三・一一	二 その他のもの 毛織物(羊毛製又は織獣毛製のものに限る。)	二二%	一〇・五%
	一 一平方メートルの重量が二〇〇グラムをこえるもの	一八%(その率が一平方メートルにつき二八八円)の従量税率より低いときは、当該従量税率	一七%(その率が一平方メートルにつき二八八円)の従量税率より低いときは、当該従量税率
五四・〇一	二 その他のもの 亜麻(精紡したものを除く)並びに亜麻のトウ及びびくず(ぼろを反毛したものを含む。)	一六%	一四%
五四・〇五	一 亜麻(精練したものに限る。)	一二%	一〇・五%
	一 平織りのもの		
	二 二・五四センチメートル平方内の経緯糸の数の合計が一〇をこえ、かつ、一平方メートルの重量が二三五グラム以下のもの	三三%	三三%
五五・〇五	綿糸(小売用の糸を除く。)	三三%	三三%
	二 その他のもの		
	(一) その他のもの		
	(二) その他のもの		
	(三) その他のもの		
	(四) その他のもの		
	(五) その他のもの		
	(六) その他のもの		
	(七) その他のもの		
	(八) その他のもの		
	(九) その他のもの		
	(一〇) その他のもの		
	(一一) その他のもの		
	(一二) その他のもの		
	(一三) その他のもの		
	(一四) その他のもの		
	(一五) その他のもの		
	(一六) その他のもの		
	(一七) その他のもの		
	(一八) その他のもの		
	(一九) その他のもの		
	(二〇) その他のもの		
	(二一) その他のもの		
	(二二) その他のもの		
	(二三) その他のもの		
	(二四) その他のもの		
	(二五) その他のもの		
	(二六) その他のもの		
	(二七) その他のもの		
	(二八) その他のもの		
	(二九) その他のもの		
	(三〇) その他のもの		
	(三一) その他のもの		
	(三二) その他のもの		
	(三三) その他のもの		
	(三四) その他のもの		
	(三五) その他のもの		
	(三六) その他のもの		
	(三七) その他のもの		
	(三八) その他のもの		
	(三九) その他のもの		
	(四〇) その他のもの		
	(四一) その他のもの		
	(四二) その他のもの		
	(四三) その他のもの		
	(四四) その他のもの		
	(四五) その他のもの		
	(四六) その他のもの		
	(四七) その他のもの		
	(四八) その他のもの		
	(四九) その他のもの		
	(五〇) その他のもの		
	(五一) その他のもの		
	(五二) その他のもの		
	(五三) その他のもの		
	(五四) その他のもの		
	(五五) その他のもの		
	(五六) その他のもの		
	(五七) その他のもの		
	(五八) その他のもの		
	(五九) その他のもの		
	(六〇) その他のもの		
	(六一) その他のもの		
	(六二) その他のもの		
	(六三) その他のもの		
	(六四) その他のもの		
	(六五) その他のもの		
	(六六) その他のもの		
	(六七) その他のもの		
	(六八) その他のもの		
	(六九) その他のもの		
	(七〇) その他のもの		
	(七一) その他のもの		
	(七二) その他のもの		
	(七三) その他のもの		
	(七四) その他のもの		
	(七五) その他のもの		
	(七六) その他のもの		
	(七七) その他のもの		
	(七八) その他のもの		
	(七九) その他のもの		
	(八〇) その他のもの		
	(八一) その他のもの		
	(八二) その他のもの		
	(八三) その他のもの		
	(八四) その他のもの		
	(八五) その他のもの		
	(八六) その他のもの		
	(八七) その他のもの		
	(八八) その他のもの		
	(八九) その他のもの		
	(九〇) その他のもの		
	(九一) その他のもの		
	(九二) その他のもの		
	(九三) その他のもの		
	(九四) その他のもの		
	(九五) その他のもの		
	(九六) その他のもの		
	(九七) その他のもの		
	(九八) その他のもの		
	(九九) その他のもの		
	(一〇〇) その他のもの		

昭和四十四年三月三十一日 参議院会議録第十三号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

昭和四十四年三月三十一日 参議院會議録第十三号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

二四八

五八・一〇	メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。及び手製又は機械製のレース(レース地及びモチーフに限る。)のうち 綿製のレース	三三・二%	二八・七%	六二・〇一	クロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。 一 ししゅうしたものの、レースを用いたもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの (一) 外衣類 (二) その他のもの (三) その他のもの 男子用の外衣類 二 その他のもの	二六・四%	二四・六%
五九・〇一	ししゅう布(モチーフを含む) ウォッディング及びその製品並びに紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネツプ	八%	七%	六二・〇二	女子用又は乳幼児用の外衣類 二 その他のもの (一) ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを用いたもの、レースを用いたもの及びししゅうしたものの、レースを用いたもの (二) その他のもの (三) その他のもの 男子用の下着(カラー、シャツフロント及びカフスを含む) 女子用又は乳幼児用の下着 一 ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを用いたもの 二 その他のもの ハンカチ 一 亜麻製又はラミー製のもの 二 その他のもの	二二%	二〇・五%
五九・〇二	フェルト及びその製品(塗布してあるか、又はしみ込ませてあるかどうかを問わない。)	一七・六%	一六・四%	六二・〇三	(一) 綿製のドレス、スリツ及びオーバーコート(使用してないものに限る。)	二二%	二〇・五%
五九・〇四	二 フェルト製品 ひも、綱及びケーブル(組んであるかどうかを問わない。)	八%	七%	六二・〇四	(二) その他のもの	二二%	二〇・五%
五九・〇五	五 その他のもの 漁網(製品にしたもので、糸、ひも又は綱で作つたものに限る。)並びに網及び網地(ひも又は綱で作つたものに限る。)	八%	七%	六二・〇五	(一) 綿製のドレス、スリツ及びオーバーコート(使用してないものに限る。)	二二%	二〇・五%
五九・〇六	二 亜麻製、ラミー製、大麻製、黄麻製、マニラ麻製又はサイザル麻製のもの 糸、ひも、綱又はケーブルのその他の製品(紡織用繊維の織物類及びその製品を除く。)	一二%	一〇・五%		(二) その他のもの	二二%	二〇・五%
六〇・〇一	三 その他のもの メリヤス編物及びクロセ編物(ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。)	八・八%	八・二%		(一) 綿製のドレス、スリツ及びオーバーコート(使用してないものに限る。)	二六・四%	二四・六%
六〇・〇二	二 模様編みの組織を有するもののうち 綿製のもの(ラッセルレースを除く。)	二七・八%	二六・七%		(二) その他のもの	二二%	二〇・五%
六〇・〇四	手袋(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。)	一七・六%	一六・四%		(一) ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを用いたもの	二六・四%	二四・六%
六〇・〇五	(2) その他のもの 下着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。)	一六%	一四%		(二) その他のもの	一七・六%	一六・四%
	一 ししゅうしたものの、レースを用いたもの及び模様編みの組織を有するもの	二六・四%	二四・六%			一七・六%	一六・四%
	外衣類及びその他の編物製品(メリヤス編み又は					二六・四%	二四・六%

六二・〇六	<p>(一) ししゅうしたものの、レース製のもの及び レースを用いたもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>A 綿製のもの</p> <p>ショール、スカーフ、マフラー、マンチラ、ペー ルその他これらに類する物品</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) ししゅうしたものの、レース製のもの及び レースを用いたもの</p> <p>(1) 綿製又は人造繊維製のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>(1) 綿製又は人造繊維製のもの</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>二六・四%</p> <p>二四・六%</p> <p>一三・二%</p> <p>一一・三%</p> <p>二六・四%</p> <p>二四・六%</p> <p>二四%</p> <p>二二%</p> <p>二六・四%</p> <p>二四・六%</p> <p>二四%</p> <p>二二%</p>
六一・〇八	<p>女子用のカラー、タッカー、ファラル、ボディ フロント、ジャボ、カフス、フラウンス、ヨーク その他これらに類する衣類の附属品及びトリミン グ</p> <p>一 ししゅうしたものの、レース製のもの及び レースを用いたもの</p> <p>手袋及びくつ下類(メリヤス編み又はクロセ編み のものを除く。)</p> <p>一 手袋</p> <p>ドレスシールド、肩パッドその他のパッド、ベル ト、マフ、スリーブプロテクター、ポケットその 他の衣類附属品(製品にしたものに限る。)</p> <p>一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若 しくはめつきした金属、寶石、半寶石又は 真珠を用いたもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) ししゅうしたものの、レース製のもの及び レースを用いたもの</p> <p>ひざ掛け及び毛布のうち 綿製のもの以外のもの</p>	<p>二六・四%</p> <p>二四・六%</p> <p>一七・六%</p> <p>一六・四%</p> <p>二六・四%</p> <p>二四・六%</p> <p>一七・六%</p> <p>一六・四%</p> <p>二六・四%</p> <p>二四・六%</p> <p>一七・六%</p> <p>一六・四%</p>
六二・〇一	<p>ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネ ン及びキッチンリネン並びにカーテンその他の室 内用品</p>	<p>一六%</p> <p>一四%</p>
六二・〇二	<p>綿製のもの以外のもの</p>	<p>一六%</p> <p>一四%</p>
六四・〇二	<p>一 ししゅうしたものの、レース製のもの及び レースを用いたもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 亜麻製又はラミー製のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>(1) 綿製のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>紡織用繊維のその他の製品(ドレスボタンを含 む。)のうち</p> <p>綿製のもの以外のもの</p> <p>はき物(本底が革製、コンポジションレザー製、 ゴム製又は人造プラスチック製のものに限るもの とし、第六四・〇一号に該当するものを除く。)</p> <p>一 甲が革製のもの及び甲に毛皮を用いたもの のうち</p> <p>甲が革製のもの(本底が革製、ゴム製又 はコンポジション製のものに限るもの) し、スリッパその他の室内用はき物を除 く。</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) その他のもの</p> <p>はき物(本底がその他の材料製のものに限る。)</p> <p>はき物の部分品(甲、中敷き及びねじ止め式かか とを含むものとし、金属製のものを除く。)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>帽体(フェルト製のもので、成型し又はつばを付 けてないものに限る。)並びにフェルト製のプラト ウ及びマンション(スリットマンションを含む。)</p> <p>帽子(組んだもの及び組物その他の物品のスト リップで作つたものに限るものとし、裏張りして あるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わ ない。)</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>二六・四%</p> <p>二四・六%</p> <p>二四%</p> <p>二二%</p> <p>一七・六%</p> <p>一六・四%</p> <p>一六%</p> <p>一四%</p> <p>一六%</p> <p>一四%</p> <p>二七%</p> <p>二七%</p> <p>一六%</p> <p>一四%</p> <p>一六%</p> <p>一四%</p> <p>二二%</p> <p>一〇・五%</p> <p>二〇%</p> <p>一七・五%</p>
六四・〇四	<p>はき物(本底がその他の材料製のものに限る。)</p>	<p>一六%</p> <p>一四%</p>
六四・〇五	<p>はき物の部分品(甲、中敷き及びねじ止め式かか とを含むものとし、金属製のものを除く。)</p>	<p>一六%</p> <p>一四%</p>
六五・〇一	<p>二 その他のもの</p>	<p>二二%</p> <p>一〇・五%</p>
六五・〇四	<p>帽子(組んだもの及び組物その他の物品のスト リップで作つたものに限るものとし、裏張りして あるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わ ない。)</p>	<p>二〇%</p> <p>一七・五%</p>
六五・〇五	<p>二 その他のもの</p>	<p>二〇%</p> <p>一七・五%</p>

昭和四十四年三月三十一日 参議院會議録第十三号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

六六・〇一	トリミングしてあるかどうかを問わない。 かさ(つえ兼用がさ、アンブレラテント、ビーチ パラソルその他これらに類する物品を含む。)	二〇%	一七・五%
六六・〇二	つえ(登山用つえ及びシートスタックを含む。) むちその他これらに類する物品 一 貴金屬、これを張り若しくはめつきました金 屬、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ 又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの	一六%	一四%
六七・〇一	羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及 びその部分、鳥のわた毛並びにこれらの製品 (第〇五・〇七号に該当する物品並びに加工した 羽軸及び羽茎を除く。)	三三%	二八%
六七・〇二	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び 製品 (1) 人造プラスチック製のもの (2) その他のもの	一六%	一四%
六七・〇三	人髪(仕上げをし、漂白し又はその他の加工をし たものに限る。)及びかつらその他これに類する物 品の製作用に調製した羊毛その他の獣毛	三一%	二九%
六七・〇四	二 獣毛 かつら、つけひげ、ヘアパッド、かもしその他こ れらに類する物品(人髪製、獣毛製又は紡織用織 維製のものに限る。)及び人髪製のもの他の製品 (ヘアネットを含む。)	一六%	一四%
六七・〇五	扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又は うちわの骨又は柄の部分品(材料を問わない。)	八%	七%
六八・〇一	一 貴金屬、これを張り若しくはめつきました金 屬、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ 又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの (一) 紅木、したん、こくたん又はびやくだん を用いたもの (二) その他のもの	二四%	二二%
	石碑用又は建築用の石(加工したものに限る。)及 びその製品(モザイクキューブを含むものとし、 第六八・〇一号又は第六九類に該当するものを除	二〇%	一七・五%
		一六%	一四%
六八・〇三	大理石(みがいたものに限る。)及び大理石 製品	一六%	一四%
六八・〇四	(1) 大理石の板(みがいたものに限る。)	二〇%	一七・五%
六八・〇五	(2) その他のもの	一六%	一四%
六八・〇六	スレート(加工したものに限る。)及びスレート製 品(凝結スレート製品を含む。)	二四%	二二%
六八・〇七	プラスチック製品	一六%	一四%
六八・〇八	ブレイキ用、クラッチ用その他これらに類する用 途に適する摩擦材料(セグメント、ディスク、 ワッシャー、ストリップ、板、ロールその他これ らに類する物品で、石綿その他の鉱物性材料又は 纖維素をもととしたものに限るものとし、織物そ の他の材料に結合してあるかどうかを問わない。)	三三%	二八%
六八・〇九	石その他の鉱物性材料の製品(泥炭製品を含むも のとし、他の号に該当するものを除く。)	一六%	一四%
六八・一〇	耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他こ れらに類する建設用耐火製品(第六九・〇一号に 該当するものを除く。)	二四%	二二%
六八・一一	磁器(ペリアン磁器その他のろわぐすりを施して ない磁器を含むものとし、食卓用品その他通常家 庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限る。)	二〇%	一七・五%
六八・一二	その他の陶磁器(食卓用品その他通常家庭用、化 粧用又は衛生用に供するものに限る。)	一六%	一四%
六八・一三	小像その他の装飾品及び装身具並びに調度品	二四%	二二%
六八・一四	ガラス製品(通常食卓用、台所用、化粧用、事務 用、室内装飾用その他これらに類する用途に供す るものに限るものとし、第七〇・一九号に該当す るものを除く。)	一六%	一四%
六八・一五	(1) コップ類(貴金屬又はこれをめつきました金 屬を用いたものを除く。)	二〇%	一七・五%
六八・一六	(2) 室内装飾用品(貴金屬又はこれをめつきた た金屬を用いたものを除く。)	一六%	一四%
六八・一七	(3) その他のもの	一六%	一四%
七〇・一九	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半 珠	一六%	一四%

七〇・二一	<p>貴石その他これらに類する裝飾用細貨及びこれらを用いたガラス製品、ガラス製のキューブ及び小板(モザイク用その他これに類する裝飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどろりかを問わない)、ガラス製の眼(がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く)、ランプ加工の裝飾用ガラス細工品並びにガラス製の粒(パロティニ)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>その他のガラス製品のうち</p>	一六%	一四%
七一・〇二	<p>石英ガラス製のもの以外のもの</p> <p>貴石及び半貴石(カットその他の加工をしてあるかどろりかを問わないものとし、取付けし又は糸通ししたものを除く)とともに、格付けしてない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。</p> <p>一 研磨、あなあげその他これらに類する加工をしてないもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) その他のもの</p> <p>(二) その他のもの</p>	一二%	一〇・五%
七一・二二	<p>身辺用細貨類及びその部分品(貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。)</p> <p>(1) 銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用いたもの</p> <p>(2) その他のもの</p>	八%	七%
七一・一三	<p>細工品及びその部分品(貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限るものとし、第七一・一二号に該当する物品を除く。)</p>	八%	七%
七一・一四	<p>その他の製品(貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。)</p> <p>二 その他のもの</p>	二八%	二四・五%
七一・一五	<p>真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(1) 身辺用細貨類及びその部分品</p> <p>(2) その他のもの</p>	二八%	二四・五%
七三・一六	<p>身辺用模造細貨類</p> <p>一 貴金属をめぐつしたもの</p> <p>二 その他のもの</p>	三二%	二八%
七三・〇一	<p>鉄鉄及びスピゲル(なまこ形のもの、プロック、ランプその他これらに類する形状のものに限る。)</p> <p>一 鉄鉄</p> <p>二 スピーゲル</p>	二〇%	一七・五%
七三・〇二	<p>フェロアロイ</p> <p>二 フェロマンガ</p> <p>四 フェロニッケル</p> <p>五 その他のものうち</p> <p>フェロモリブデン(政令で定める日から昭和四四年二月三十一日までに輸入されるものに限る。)</p> <p>鉄鋼の粉及び海綿鉄鋼</p> <p>二 その他のもの</p>	八%	七%
七三・〇五	<p>鉄鋼の管及び素管(銹鉄管及び水力発電用高圧導水管を除く。)</p> <p>一 合金鋼(この類の注1(d)に定めるものをいう)のもの</p>	一二%	七%
七三・一八	<p>鉄鋼製のジョイント、エルボ、ユニオン、フランジその他の管用継手</p>	八%	七%
七三・二〇	<p>鉄鋼製のくぎ、びょう、またき、かぎ、波形、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びょう(銅以外の材料で製造した頭部を有するものを含む。)</p>	一三・八%	一三・二%
七三・三一	<p>鉄鋼製のボルト及びナット(ボルトエンド及びスクリュースタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどろりかを問わない)並びに鉄鋼製のねじ(スクリーフック及びスクリーリングを含む)、リベット、コッター、コッターピン、座金及びばね座金</p>	一二%	一〇・五%
七三・三四	<p>鉄鋼製のピン(ハットピンその他の裝飾用のもの及び画びょうを除く)、ヘアピン及びカールクリップ</p>	一二%	一〇・五%
七三・三八	<p>通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれ</p>	八%	七%

昭和四十四年三月三十一日 参議院会議録第十三号 関税法等の一部を改正する法律案

七三・四〇	らの部分品(鉄鋼製のものに限る。) その他の鉄鋼製品のうち エンドレスコンベアベルト(巻いた未完成のコンベアベルトで両端にリベットあなを有するものを含む)以外のもの 銅のマット、塊(精製してあるかどうかを問わない)及びくず 二塊(一に掲げるものを除く。) (一) 製錬用のもの(銅の含有量が全重量の九・八%以下のものに限る。) (二) 課税価格が一キログラムにつき三二六円以下のもの	一六%	一四%
七四・〇一	(1) 課税価格が一キログラムにつき三二六円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき三二六円をこえ、三五〇円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき三五〇円をこえるもの (一) その他のもの (1) くずを溶解して鑄造したもの(重鉛の含有量が全重量の三〇%以上のものに限る。) (i) 課税価格が一キログラムにつき三三〇円以下のもの (ii) 課税価格が一キログラムにつき三三〇円をこえるもの (2) その他のもの (i) 課税価格が一キログラムにつき三三〇円以下のもの	一キログラムにつき二四円	一キログラムにつき二四円
		一キログラムにつき二四円	一キログラムにつき二四円
		無税	無税
		四%(その率が一キログラムにつき課税価格と三五〇円との差額より高いときは、当該従量税率)	三・五%(その率が一キログラムにつき課税価格と三三〇円との差額より高いときは、当該従量税率)
		無税	無税
		無税	無税
七四・〇五	六円以下のもの (ii) 課税価格が一キログラムにつき三三六円をこえ、三六〇円以下のもの (ii) 課税価格が一キログラムにつき三三六円をこえるもの (i) 銅(合金を除く)のもの (i) 課税価格が一キログラムにつき三四〇円以下のもの (ii) 課税価格が一キログラムにつき三四〇円をこえるもの (2) 銅合金のもの (i) 課税価格が一キログラムにつき三三〇円以下のもの (ii) 課税価格が一キログラムにつき三三〇円をこえるもの	一キログラムにつき二四円	一キログラムにつき二四円
		無税	無税
		四%(その率が一キログラムにつき課税価格と三四〇円との差額より高いときは、当該従量税率)	三・五%(その率が一キログラムにつき課税価格と三三〇円との差額より高いときは、当該従量税率)
		無税	無税
		無税	無税
		四%(その率が一キログラムにつき課税価格と三三〇円との差額より高いときは、当該従量税率)	三・五%(その率が一キログラムにつき課税価格と三三〇円との差額より高いときは、当該従量税率)

<p>七四・二四</p> <p>が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。        二 その他のもの        銅製のくぎ、びより、またくぎ、かぎくぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びより（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）        一 貴金属をめつきしたもの        二 その他のもの</p>	<p>七四・一八</p> <p>通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品（銅製のものに限る。）        一 貴金属をめつきしたもの        二 その他のもの        その他の銅製品</p>	<p>七四・一九</p> <p>一 貴金属をめつきしたもの        二 その他のものうち        エンドレス帯（フィルム用又ははく用の製膜機に使用するものに限る。）以外のもの</p>	<p>七五・〇一</p> <p>ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず        二 塊        (一) ニッケル（合金を除く。）のもの        (1) 当該年度におけるニッケル（合金を除く。）の塊（関稅定率別表の番号第七五・〇五号に掲げる電気めつき用のニッケル陽極を含む。）の国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下「ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量」という。）以内のもの        (2) その他のもの</p>	<p>(一) ニッケル合金のもの        (1) 当該年度におけるニッケル合金の塊及び次に掲げる物品の国内需要見込数量の総量から国内供給見込数量の総量を</p>	一八%	三二%	三二%	一六%	一六%	無税 一キログラムにつき一八〇円	一七%	二八%	二八%	一四%	一四%	無税 一キログラムにつき一八〇円
<p>七五・〇二</p> <p>ニッケルの棒、形材及び線        一 棒及び形材        (一) ニッケル（合金を除く。）のもの        (二) ニッケル合金のもの        二 線        (一) ニッケル（合金を除く。）のもの        (二) ニッケル合金のもの        ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレーク        一 はく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあげたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張り</p>	<p>七五・〇三</p> <p>ニッケル（合金を除く。）のもの        (一) ニッケル合金の塊等について政令で定める数量以内のもの        (2) その他のもの        (一) ニッケル（合金を除く。）のもの        (二) ニッケル合金のもの        (三) 関稅定率別表の番号第七五・〇三号の(一)に該当するニッケル合金の粉及びフレーク        (四) 関稅定率別表の番号第七五・〇三号の(二)に該当するニッケル合金の粉及びフレーク        (五) 関稅定率別表の番号第七五・〇一、二、三の(一)に掲げるニッケル合金のくず        (六) 関稅定率別表の番号第七五・〇一、二、三の(二)に掲げるニッケル合金のくず</p>	<p>無税 二七%</p>	<p>無税 二七%</p>	<p>無税 二七%</p>	<p>無税 二七%</p>	<p>無税 二七%</p>	<p>無税 二七%</p>	<p>無税 二七%</p>	<p>無税 二七%</p>							

昭和四十四年三月三十一日 参議院會議録第十三号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

七五・〇四	ニッケルの管、素管及び中空棒並びにニッケル製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手	二七・五%	二七・五%	七六・〇一	鉛の塊(銀を含有するものを含む)及びびくず	二二・二%	二〇・八%
七五・〇五	ニッケル(合金を除く)のもの ニッケル銅合金(ニッケルの含有量が重量の六〇%以上で七〇%以下のものに 限る)の管、素管及び中空棒以外のもの 電気めつき用のニッケル陽極(電気分解により製造したものを含む)	二二%	二二%	七六・〇二	アルミニウムの棒、形材及び線	二二・二%	二〇・八%
七五・〇六	ニッケル(合金を除く)のもの ニッケル銅合金(ニッケルの含有量が重量の六〇%以上で七〇%以下のものに 限る)の管、素管及び中空棒以外のもの 電気めつき用のニッケル陽極(電気分解により製造したものを含む)	二二%	二二%	七六・〇三	アルミニウムの板及び帯	二二・二%	二〇・八%
七六・〇一	その他のニッケル製品 貴金属をめつきしたもの アルミニウムの塊及びびくず	無税	無税	七六・〇四	アルミニウムのはく(浮出し模様を付けたもの、 切つたもの、あなをあげたもの、塗装したもの、 印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りした ものを含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを 除く)が〇・二ミリメートル以下のものに限 る)	二二・二%	二〇・八%
	アルミニウム(合金を除く)のもの	二七%	二七%	七六・〇六	アルミニウムの管、素管及び中空棒	二二・二%	二〇・八%
	アルミニウム合金のもの	二七%	二七%	七六・〇二	より線	二二・二%	二〇・八%
	アルミニウム合金のもの	二七%	二七%	七六・〇五	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれ らの部分品(アルミニウム製のものに限る)	二二・二%	二〇・八%
	アルミニウム合金のもの	二七%	二七%	七六・〇一	その他のアルミニウム製品	二二・二%	二〇・八%
	アルミニウム合金のもの	二七%	二七%	七六・〇一	鉛の塊(銀を含有するものを含む)及びびくず	二二・二%	二〇・八%
	アルミニウム合金のもの	二七%	二七%	七六・〇一	鉛(合金を除く)のもの	二二・二%	二〇・八%
	アルミニウム合金のもの	二七%	二七%	七六・〇一	その他のもの	二二・二%	二〇・八%
	アルミニウム合金のもの	二七%	二七%	七六・〇一	課税価格が一キログラムにつき五八 円以下のもの	二二・二%	二〇・八%
	アルミニウム合金のもの	二七%	二七%	七六・〇一	課税価格が一キログラムにつき五八 円をこえ、七八円以下のもの	二二・二%	二〇・八%
	アルミニウム合金のもの	二七%	二七%	七六・〇一	課税価格が一キログラムにつき七八 円をこえ、九八円以下のもの	二二・二%	二〇・八%
	アルミニウム合金のもの	二七%	二七%	七六・〇一	課税価格が一キログラムにつき七八 円をこえ、九八円以下のもの	二二・二%	二〇・八%



七九・〇一	(4) 課税価格が一キログラムにつき九八円をこえるもの 亜鉛の塊及びびくす 一塊 (一) 亜鉛(合金を除く。)のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇八円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえるもの	の半額	無税	の半額	無税
八〇・〇一	一塊 (一) 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえるもの	無税	無税	無税	無税
八〇・〇四	(一) 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえるもの (二) 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえ、一〇八円以下のもの (三) 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえ、一〇八円以下のもの (四) 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえるもの	無税	無税	無税	無税
八〇・〇六 八一・〇二	(一) 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえるもの (二) 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえ、一〇八円以下のもの (三) 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえ、一〇八円以下のもの (四) 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえるもの	無税	無税	無税	無税
八一・〇三	タンタル及びその製品 三 その他のもののうち 厚さが〇・一五ミリメートル以下のはく以外のもの	二〇%	二〇%	八一・〇三	タンタル及びその製品
八一・〇四	その他の卑金属及びその製品並びにサーメット及びその製品 二 塊、粉、フレーク及びびくす(一に掲げるものを除く。) (三) その他のもののうち アンチモンの塊、粉及びフレーク	一〇・五%	一四%	八一・〇四	その他の卑金属及びその製品並びにサーメット及びその製品
八二・〇三	手工具(ブライヤー(切断用ブライヤーを含む。)、やつとこ、ツイザー、ブリキばさみ、ボルトクリッパーその他これらに類する物品並びにせん孔ポンチ、パイプカッター、スパナ、レンチ及びやすりに限るものとし、タッピングレンチを除く。) ナイフ(のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含む、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。) 二 その他のもの 一 その他のもの 二 その他のもの 三 その他のもの	一四・四%	一四・四%	八二・〇三	手工具(ブライヤー(切断用ブライヤーを含む。)、やつとこ、ツイザー、ブリキばさみ、ボルトクリッパーその他これらに類する物品並びにせん孔ポンチ、パイプカッター、スパナ、レンチ及びやすりに限るものとし、タッピングレンチを除く。)
八二・〇九	ナイフ(のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含む、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。) 二 その他のもの 一 その他のもの 二 その他のもの 三 その他のもの	一四・四%	一四・四%	八二・〇九	ナイフ(のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含む、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。)
八二・一一	ナイフ(のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含む、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。) 二 その他のもの 一 その他のもの 二 その他のもの 三 その他のもの	一四・四%	一四・四%	八二・一一	ナイフ(のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含む、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。)
八二・一二	ナイフ(のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含む、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。) 二 その他のもの 一 その他のもの 二 その他のもの 三 その他のもの	一四・四%	一四・四%	八二・一二	ナイフ(のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含む、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。)
八二・一三	ナイフ(のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含む、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。) 二 その他のもの 一 その他のもの 二 その他のもの 三 その他のもの	一四・四%	一四・四%	八二・一三	ナイフ(のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含む、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。)
八二・一四	ナイフ(のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含む、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。) 二 その他のもの 一 その他のもの 二 その他のもの 三 その他のもの	一四・四%	一四・四%	八二・一四	ナイフ(のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含む、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。)
八三・〇二	ナイフ(のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含む、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。) 二 その他のもの 一 その他のもの 二 その他のもの 三 その他のもの	一六%	一四%	八三・〇二	ナイフ(のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含む、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。)

昭和四十四年三月三十一日 参議院会議録第十三号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

昭和四十四年三月三十一日 参議院會議録第十三号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

<p>八三・〇六        卑金屬製の小像その他の室内装飾品        一 貴金屬をめつきしたもの        二 その他のもの</p>	<p>八三・〇七        ランプその他の照明器具及びその部分品(卑金屬製のものに限るものとし、第八五類(第八五・二二号を除く)に該当するスイッチ、ランプホルダー、車両用ランプ、電池ランプ、発電ランプその他の物品を除く。)</p>	<p>八三・一〇        卑金屬製のピアズ及びスパンゲル        一 貴金屬をめつきしたもの</p>	<p>八三・一二        卑金屬製の類縁その他これに類する縁及び鏡        一 貴金屬をめつきしたもの</p>	<p>八四・四〇        清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械(洗たく機及びドライクリーニング機を含むものとし、紡織用纖維の糸、織物類又は製品に用いるものに限る。)、織物類の折りたたみ用、巻取用又は切断用の機械、リノリウムその他の床用敷物の製造機械(織物類その他の材料にペーストを被覆するものに限る。)、印刷機(織物類、草、壁紙、包装紙、リノリウムその他の材料に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷するもの又は地色を印刷するものに限る。並びにこれに使用するブロック、プレート及びロールで彫刻又はエッチングをしたもの)        二 その他のもの</p>	<p>八四・四五        金屬又は金屬炭化物の加工機械(第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。)        一 工作機械        (一) 旋盤        B 自動ならい旋盤(ベッド上の振りが六〇〇ミリメートルに満たないものに限る。のうち</p>	<p>三三二% 二八%</p>	<p>三三二% 二八% 一四%</p>	<p>一六% 一四%</p>	<p>三三二% 二八% 二八%</p>	<p>二二% 一〇・五%</p>
<p>同一往復台上にならい切削を行なうことができる二個の横送り台を有するもの</p>										
<p>E その他のもののうち        多軸自動旋盤(六軸以下の棒材用のものを除く)及び数値制御式のもの以外のもの        (1) 自動ならい旋盤        (2) 多軸自動旋盤        (3) その他のもの</p>										
<p>A 横中ぐり盤(中ぐり主軸の直径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限る。のうち        テーブルの位置決めを正逆転減速動により行なうもの        B 治具中ぐり盤(立型のものに限る)のうち        直径が一〇〇ミリメートル以上の水平中ぐり軸を有するもの        C その他のもののうち        ポール盤(数値制御式のものを除く。)</p>										
<p>D フライス盤        その他のもののうち        ならいフライス盤(形彫り盤を含み、フライス軸が三本以上のもの及び加工面積が一・五平方メートル以上のものに限るものとし、ならい操作をカム式機構により行なうものを除く)及び数値制御式のもの以外のもの        (1) ならいフライス盤(形彫り盤を含み、フライス軸が二本以下のもののうち加工面積が一・五平方メートルに満たないものに限る。)及びプラノミ</p>										
<p>一五% 一五% 一五% 一四% 一三・五% 一二% 一〇・五% 一二% 一〇・五% 一五% 一五%</p>										

昭和四十四年三月三十一日 参議院会議録第十三号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

(四) 研削盤

① 内面研削盤(研削することができる内径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限るものとし、センターレス式のものを除く。)のうち

砥石軸を二本有するもので、被加工物のあなの内面とその孔軸に直角な端面又は底面を同時に、かつ、自動的に研削することができるもの及び砥石軸を二本有するもので、被加工物のあなの両端部の内面を同時に、かつ、自動的に研削することができるもの

② その他のもの

一四％  
一三・五％  
一一〇・五％

C その他のもののうち

数値制御式のもの、平面研削盤(研削することができる長さが三、〇〇〇ミリメートルをこえるものに限るものとし、ロータリーテーブル式のものを除く。)及びねじ研削盤以外のもの

一五％  
一五％

(1) 平面研削盤(研削することができる長さが二、〇〇〇ミリメートル以上で三、〇〇〇ミリメートル以下のものに限る。)及び内面研削盤(研削することができる内径が二〇〇ミリメートル以上のものに限る。)

(2) その他のもの

一四％  
一三・五％  
一一〇・五％

八四・五二

計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械

一 電子計算機械

(一) 計数型電子計算機械(計算機本体、これと電氣的に接続して作動する入力機、出

八四・五三

力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附屬する制御機(計算機本体以外のものにあつては、計算機本体とともに輸入するものに限る。)のうち

磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機

せん孔カード式の分類機、計算機、製表機その他の統計機械、せん孔カード式会計機械及びこれらの機械とともに使用するせん孔機、検孔機その他の補助機械

一 計数型電子計算機械(計算機本体、これと電氣的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附屬する制御機(計算機本体以外のものにあつては、計算機本体とともに輸入するものに限る。)に限るものとし、カードの読取り及びせん孔を行なう機構を自蔵する電子式計算せん孔機を除く。)のうち

磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機、磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計數包裝機、鉛筆削り機、あなわけ機及びとじ機)

一 計数型電子計算機械の計算機本体と電氣的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらとともに使用する磁気テープコンバーター及び磁気テーププリンターのうち

磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機及び磁気カード式記憶機

機械類(原則としてつばら他の機械類の部分品として使用されるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く。)

一五％  
一五％

八四・五四

その他の事務用機器(たとえば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計數包裝機、鉛筆削り機、あなわけ機及びとじ機)

一 計数型電子計算機械の計算機本体と電氣的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらとともに使用する磁気テープコンバーター及び磁気テーププリンターのうち

磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機及び磁気カード式記憶機

機械類(原則としてつばら他の機械類の部分品として使用されるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く。)

一五％  
一五％

八四・五九

機械類(原則としてつばら他の機械類の部分品として使用されるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く。)

一五％  
一五％

七 その他の機械類及びその部分品 (一) 機械類のうち ドロマイト投射機、自動コイル巻機、 重合タンク、密閉式連続マーガリン製 造機、ペレット飼料製造機及びニュ マチックマシン以外のもの	一六％ 一四％ 一〇・五％	並びに輪かく投影機 一 製図機器、けがき用具、計算用具並びにこ れらの部分品及び附属品 教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する 機器及び模型 懐中時計、腕時計その他の携帯時計（ストップ ウォッチを含む。） 一 課税価格が一個につき六、〇〇〇円以下の ものうち ストップウォッチ以外のもの 時計（ウォッチムーブメントを有するものに限り ものとし、第九一・〇三号に該当するものを除 く。） 二 その他のものうち 電気時計以外のもの その他の時計 三 その他のもの (二) その他のもの ウォッチムーブメント（ストップウォッチムーブ メントを含むものとし、組み立てたものに限り。） 一 課税価格が一個につき五、〇〇〇円以下の ものうち ストップウォッチムーブメント以外のもの	一六％ 一四％ 一〇・五％	八五・〇三 八五・一〇 九号に該当するものを除く。） ファイラメント電球及び放電燈（赤外線電球及び紫 外線電球を含む）、アーク燈並びに写真用せん光 電球 一 白熱電球 二 その他のもの 電気機器（原則としてもつばら他の機器の部分品 として使用されるもの及びこの類の他の号に該当 するものを除く。） 一 計数型電子計算機械用の制御機（計算機本 体、これと電氣的に接続して作動する入力 機、出力機、入出力機若しくは記憶機又は これらとともに使用する磁気テープコン バーター若しくは磁気テーププリンターに 用いるものに限る。）のうち 磁気インキ式文字読取機、光学式文字読 取機、磁気円板式記憶機又は磁気カード 式記憶機に使用する制御機	一六％ 一四％ 一〇・五％	九一・〇一 九一・〇二 九一・〇四 九一・〇七	一六％ 一四％ 一〇・五％	八五・二〇 八五・二二 八五・三三	一六％ 一四％ 一〇・五％	九一・〇二 九一・〇四 九一・〇七	一六％ 一四％ 一〇・五％	八五・〇三 八五・一〇 九号に該当するものを除く。） ファイラメント電球及び放電燈（赤外線電球及び紫 外線電球を含む）、アーク燈並びに写真用せん光 電球 一 白熱電球 二 その他のもの 電気機器（原則としてもつばら他の機器の部分品 として使用されるもの及びこの類の他の号に該当 するものを除く。） 一 計数型電子計算機械用の制御機（計算機本 体、これと電氣的に接続して作動する入力 機、出力機、入出力機若しくは記憶機又は これらとともに使用する磁気テープコン バーター若しくは磁気テーププリンターに 用いるものに限る。）のうち 磁気インキ式文字読取機、光学式文字読 取機、磁気円板式記憶機又は磁気カード 式記憶機に使用する制御機	一六％ 一四％ 一〇・五％	九一・〇二 九一・〇四 九一・〇七	一六％ 一四％ 一〇・五％	八五・二〇 八五・二二 八五・三三	一六％ 一四％ 一〇・五％	九一・〇二 九一・〇四 九一・〇七	一六％ 一四％ 一〇・五％	八五・〇三 八五・一〇 九号に該当するものを除く。） ファイラメント電球及び放電燈（赤外線電球及び紫 外線電球を含む）、アーク燈並びに写真用せん光 電球 一 白熱電球 二 その他のもの 電気機器（原則としてもつばら他の機器の部分品 として使用されるもの及びこの類の他の号に該当 するものを除く。） 一 計数型電子計算機械用の制御機（計算機本 体、これと電氣的に接続して作動する入力 機、出力機、入出力機若しくは記憶機又は これらとともに使用する磁気テープコン バーター若しくは磁気テーププリンターに 用いるものに限る。）のうち 磁気インキ式文字読取機、光学式文字読 取機、磁気円板式記憶機又は磁気カード 式記憶機に使用する制御機	一六％ 一四％ 一〇・五％	九一・〇二 九一・〇四 九一・〇七	一六％ 一四％ 一〇・五％	八五・二〇 八五・二二 八五・三三	一六％ 一四％ 一〇・五％	九一・〇二 九一・〇四 九一・〇七	一六％ 一四％ 一〇・五％	八五・〇三 八五・一〇 九号に該当するものを除く。） ファイラメント電球及び放電燈（赤外線電球及び紫 外線電球を含む）、アーク燈並びに写真用せん光 電球 一 白熱電球 二 その他のもの 電気機器（原則としてもつばら他の機器の部分品 として使用されるもの及びこの類の他の号に該当 するものを除く。） 一 計数型電子計算機械用の制御機（計算機本 体、これと電氣的に接続して作動する入力 機、出力機、入出力機若しくは記憶機又は これらとともに使用する磁気テープコン バーター若しくは磁気テーププリンターに 用いるものに限る。）のうち 磁気インキ式文字読取機、光学式文字読 取機、磁気円板式記憶機又は磁気カード 式記憶機に使用する制御機	一六％ 一四％ 一〇・五％	九一・〇二 九一・〇四 九一・〇七	一六％ 一四％ 一〇・五％	八五・二〇 八五・二二 八五・三三	一六％ 一四％ 一〇・五％	九一・〇二 九一・〇四 九一・〇七	一六％ 一四％ 一〇・五％	九〇・一六 九一・〇一 九一・〇二 九二・〇四	二四％ 二二％	九一・〇二 九一・〇四 九一・〇七	二四％ 二二％	九〇・一六 九一・〇一 九一・〇二 九二・〇四	二四％ 二二％	九一・〇二 九一・〇四 九一・〇七	二四％ 二二％
--	---------------------	---	---------------------	---	---------------------	----------------------------------	---------------------	-------------------------	---------------------	-------------------------	---------------------	---	---------------------	-------------------------	---------------------	-------------------------	---------------------	-------------------------	---------------------	---	---------------------	-------------------------	---------------------	-------------------------	---------------------	-------------------------	---------------------	---	---------------------	-------------------------	---------------------	-------------------------	---------------------	-------------------------	---------------------	----------------------------------	------------	-------------------------	------------	----------------------------------	------------	-------------------------	------------

九二・〇五	その他の吹奏楽器	一六%	一四%
九二・〇六	太鼓、木琴、シンバル、カスターネットその他の打楽器	一二%	一〇・五%
九二・〇八	オーケストリオン、パーバリアオルガン、オルゴール、ミュージカルソーその他の楽器（この類の他の号に該当するものを除く。）並びに機械式鳴き鳥、おとり笛その他これに類する物品及びホイッスル、呼子その他の信号用の笛のうち オーケストリオン、ミュージカルソーその他の楽器（オルゴールその他これに類するものを除く。）以外のもの	一二%	一〇・五%
九二・一二	蓄音機用レコードその他の録音物及びこれに類する記録した物品、レコード製造用の原盤並びに調製したレコードブランク、機械式録音用フィルム及び録音用その他これに類する記録用のテープ、線、ストリップその他の物品 一 蓄音機用レコード (一) その他のもの B 回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二〇センチメートルをこえるもの	一六%	一四%
九四・〇一	いすその他の腰掛け（寝台に兼用することができるものであるかどうかを問わないものとし、第九四・〇二号に該当するものを除く。）及びその部分品 二 とう製のもの 三 その他のもの	一枚につき 一三六円	一枚につき 一一九円
九四・〇三	その他の家具及びその部分品 一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの 二 とう製のもの 三 その他のもの	二四% 一六%	二二% 一四%
九四・〇四	寝具及びこれに類する物品（たとえば、マットレス、ふとん、羽根ふとん、クッション、プフ及び	二四% 二四% 一六%	二二% 二二% 一四%
九五・〇二	まくら。スプリング付きのもの、なんらかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及び膨張させ、フォーム状にし又はスポンジ状にしたゴム又は人造プラスチックで作つたものに限るものとし、被覆してあるかどうかを問わない。）並びにマットレスサポーター 一 寝具及びこれに類する物品 真珠光沢を有する貝殻の加工品及び製品 二 その他のもの	二四% 一六%	二二% 一四%
九五・〇三	アイボリーの加工品及び製品 一 ぞうげのもの 二 その他のもの	三二% 一六%	二八% 一四%
九五・〇四	骨の加工品及び製品	一六%	一四%
九五・〇五	角、さんご（凝結したものを含む。）その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品 二 その他のもの	一六%	一四%
九五・〇六	コロンその他の植物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品	一六%	一四%
九五・〇七	黒玉（鉱物性の黒玉類似品を含む。）、こはく（凝結したものを含む。）又は海泡石（凝結したものを含む。）の加工品及び製品	一六%	一四%
九五・〇八	成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他の天然のガム若しくは樹脂で作つたものに限る。）並びに他の号に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化してないゼラチンの加工品（第三五・〇三号に該当するものを除く。）及び製品 二 その他のもの	一六%	一四%
九六・〇二	その他のほりき及びブラシ（機械の部分品として使用するブラシを含む。）、ペイントローラー、スクイージー（ローラースクイージーを除く。）並びにモップ 二 その他のもの (一) 歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、口紅用の筆その他化粧用のブラシ及び筆	一六%	一四%

昭和四十四年三月三十一日 参議院会議録第十三号 関税率法等の一部を改正する法律案

九六・〇三	(一) 機械の部分品として使用するブラシ (二) その他のもの	二二%	一〇・五%	九八・〇四	二 その他のもの (一) その他のもの	一六%	一四%	九八・〇二	二 その他のもの	一六%	一四%	九八・〇一	二 その他のもの	一六%	一四%	九八・〇三	二 その他のもの	一六%	一四%
九六・〇六	ほうき又はブラシの製造用に結束し又はふさ状に取りそろえた物品	八%	七%	九八・〇五	鉛筆、鉛筆用のしん、石筆、クレヨン、パステル、図画用木炭、筆記用又は図画用のチョーク並びにテラーストック及びビリヤードチョーク	一六%	一四%	九八・〇七	日付印、封かん用スタンプ、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品(ラベルに印捺又は浮出しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。)並びに手動式のコンポジションステイック及びこれを有する手動式の印刷用セット	一六%	一四%	九七・〇六	運動用具及び戸外遊戯用具(第九七・〇四号に該当するものを除く。)	一六%	一四%	九七・〇三	二 その他のもの	一六%	一四%
九七・〇一	幼児用の自転車、三輪車及び足踏み式自動車並びに人形用のうば車その他これらに類する車人形	一六%	一四%	九八・〇八	(スプーンに巻いてあるかどうかを問わない。)及びインキパッド(箱に入れてないインキパッドを含む。)	一六%	一四%	九八・〇九	二 インキパッド メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含む。)及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く。)	一六%	一四%	九七・〇五	カーニバル用品及び奇術用具その他の娯楽用品並びに人造クリスマスツリー、クリスマス stocking、クリスマスツリーデコレーションその他これらに類するクリスマス用品	一六%	一四%	九七・〇四	二 その他のもの	一六%	一四%
九七・〇二	娯楽用の模型及びその他のがん具	一六%	一四%	九八・一一	二 その他のもの 喫煙用パイプ及びパイプボール、柄その他の喫煙用パイプの部分品(荒く成形した木製ブロックを含む。)並びにシガーホルダー、シガレットホルダー及びこれらの部分品	一六%	一四%	九八・一〇	一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金、銀、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	一六%	一四%	九七・〇三	一 卓球用具並びにその部分品及び附属品	一六%	一四%	九八・〇二	二 その他のもの	一六%	一四%
九七・〇三	テーブルゲーム用具その他の室内用又は遊戯場用の遊戯用具(ビリヤードテーブル、ピンテーブル及び卓球用具を含む。)	一六%	一四%	九八・一〇	一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金、銀、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	一六%	一四%	九八・〇九	二 その他のもの	一六%	一四%	九七・〇二	二 トランプその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	一六%	一四%	九七・〇一	二 その他のもの	一六%	一四%
九七・〇四	二 トランプその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	一六%	一四%	九八・一〇	二 その他のもの	一六%	一四%	九八・〇八	二 インキパッド メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含む。)及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く。)	一六%	一四%	九七・〇一	一 戸外遊戯用具並びにその部分品及び附属品	一六%	一四%	九七・〇〇	二 その他のもの	一六%	一四%
九八・〇一	ボタン、ボタンモールド、飾りボタン、カフスポタン及びプレスファスナー(スナップファスナー及びプレススタッドを含む。)並びにこれらのブラック及び部分品	一六%	一四%	九八・一一	二 その他のもの	一六%	一四%	九八・一〇	二 インキパッド メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含む。)及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く。)	一六%	一四%	九七・〇〇	三 その他のもの	一六%	一四%	九七・〇〇	二 その他のもの	一六%	一四%
九八・〇二	万年筆、ボールペンその他のペン及びペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー、シャープペンシル並びにこれらの部分品及び附属品(第九八・〇四号又は第九八・〇五号に該当するものを除く。)	一六%	一四%	九八・一〇	二 その他のもの	一六%	一四%	九八・〇九	二 インキパッド メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含む。)及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く。)	一六%	一四%	九七・〇〇	二 トランプその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	一六%	一四%	九七・〇〇	二 その他のもの	一六%	一四%
九八・〇三	一 万年筆、ボールペン及びシャープペンシル	一六%	一四%	九八・一〇	二 その他のもの	一六%	一四%	九八・〇八	二 インキパッド メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含む。)及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く。)	一六%	一四%	九七・〇〇	二 トランプその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	一六%	一四%	九七・〇〇	二 その他のもの	一六%	一四%
九八・〇三	(一) その他のもの	一六%	一四%	九八・一一	二 その他のもの	一六%	一四%	九八・一〇	二 インキパッド メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含む。)及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く。)	一六%	一四%	九七・〇〇	二 トランプその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	一六%	一四%	九七・〇〇	二 その他のもの	一六%	一四%
九八・〇三	A ボールペン	一六%	一四%	九八・一〇	二 その他のもの	一六%	一四%	九八・〇九	二 インキパッド メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含む。)及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く。)	一六%	一四%	九七・〇〇	二 トランプその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	一六%	一四%	九七・〇〇	二 その他のもの	一六%	一四%

九八・二二	又はべつこうを用いたもの その他のもの	三三%	二八%
九八・一五	魔法びんその他の真空容器(ケース入りのものに 限る。)及びその部分品(ガラス製の内部容器を除く。)	一六%	一四%
	一 賞金屬をめぐつきた金屬、さんご、ぞうげ 又はべつこうを用いたもの	三三%	二八%
	二 その他のもの	一六%	一四%
		一六%	一四%

附則

第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

(附則)

第二条 改正前の関税定率法別表第九・〇四号の税率の適用を受けた貨物については、なお従前の例による。ただし、当該貨物がこの法律の施行の日(以下「施行日」といふ)以後に改正後の関税定率法第二十条の二第三項に規定する場合に該当することとなつた場合には、同項の規定を適用する。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 改正後の関税法(以下この条において「新関税法」といふ)第四十六条第六号の規定は、施行日以後に同法第七十六条第三項の規定による通知がされる郵便物について、同法第四十八条の規定は、同日以後に輸入される郵便物について、それぞれ適用する。

2 新関税法第七条の三第一項の規定は、施行日以後に輸入の許可を受ける貨物に係る更正の請求について適用する。

3 新関税法第十三条の規定は、施行日以後に支払決定又は充当をする関税(滞納処分費を含む。)に係る過誤納金に加算すべき金額について適用する。ただし、当該加算すべき金額の全部又は一部で施行日前の期間に対応するもの計算については、なお従前の例による。

4 新関税法第八十九条第二項の規定は、施行日以後にされた関税法又は他の関税に関する法律の規定に基づく処分に係る異議申立てについて適用し、同日前にされた関税法又は他の関税に関する法律の規定に基づく処分に係る異議申立

てについては、なお従前の例による。

5 新関税法第五十条第一項第四号の二の規定は、施行日以後に輸出された貨物で改正後の関税法第十一一条に規定するものについて適用する。

(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第四条 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中第三条の二第一項の下に「本文を加える。

第六条第四項中「修正申告について」の下に「関税法第七条の三第一項(更正の請求)の規定は、保税地域から引き取られる課税物品に係る国内消費税についての国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求について」を加える。

第十三条第三項中「第十七条第三項」の下に「若しくは第四項を加える。

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定により従前の例によることとされる貨物に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

「丸茂重員君登壇、拍手」

○丸茂重員君 たいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。本案は、最近における内外の経済情勢の変化に

対応するため、関税法及び関税暫定措置法をそれぞれ改正しようとするものであります。まず第一に、関税率について実行税率の変更のほか、暫定税率の期限を延長し、第二に、関税制度については、加工等のため輸出された貨物を原材料とした製品または外国で採掘された水産物等の減免税制度の創設等を行ない、第三に、旅客の通関の一その迅速化をはかるため、簡易税率適用品の拡充及び制度の簡素化をはかり、第四に、開港場の指定を政令で行なうほか、救済制度の改善をはかる等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細につきましては、会議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、共産党の渡辺委員より反対意見が述べられました。次いで採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、本案に対し、岩動委員より、自民、社会、公明、民社の四党共同の附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、参議院事務局職員の定員に関する件につき、おはかりいたします。

議長は、本件につきまして、議席に配付いたしましたとおり、参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を議院運営委員会にかけましたところ、異議がない旨の決定がございました。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)の一部を次のように改正する。第一条中「千二百十人」を「千二百四十九人」に改める。

附則

1 この規程は、昭和四十四年四月一日から施行する。

2 改正後の第一条の規定にかかわらず、同条に規定する定員は、昭和四十四年十二月三十一日までの間は千二百十三人とする。

○議長(重宗雄三君) 本規程案に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。本日はこれにて散会いたします。

午後七時十九分散会

議員

出席者は左のとおり。

- |         |         |
|---------|---------|
| 原田 立君   | 田淵 哲也君  |
| 山田 勇君   | 青島 房男君  |
| 堀内 啓典君  | 藤原 房雄君  |
| 市川 房枝君  | 三木 忠雄君  |
| 内田 善利君  | 上林 繁次郎君 |
| 任田 新治君  | 内藤 三郎君  |
| 浅井 秀彦君  | 中尾 憲一君  |
| 高橋 雄之助君 | 田村 賢作君  |
| 小林 章君   | 沢田 実君   |
| 多田 省吾君  | 中沢 伊登子君 |
| 片山 武夫君  | 伊藤 五郎君  |
| 後藤 義隆君  | 田代 富士男君 |
| 鈴木 一弘君  | 二宮 文造君  |
| 渡谷 邦彦君  | 白井 長年君  |
| 高山 恒雄君  | 向井 勇君   |
| 横山 フク君  | 北條 浩君   |
| 小平 芳平君  | 中村 正雄君  |
| 村尾 重雄君  | 小山 邦太郎君 |
| 山崎 五郎君  | 山本 敬三郎君 |
| 若林 正武君  | 安田 隆明君  |
| 矢野 登君   | 増田 盛君   |
| 長屋 茂君   | 永野 鎮雄君  |
| 中村 太郎君  | 西村 尚治君  |
| 中村 喜四郎君 | 高田 浩君   |
| 八田 一朗君  | 宮崎 正雄君  |
| 佐藤 隆君   | 黒木 利克君  |
| 楠 正俊君   | 岡本 悟君   |
| 高橋 文五郎君 | 土屋 義彦君  |

- 船田 謙君
- 江藤 智君
- 大谷藤之助君
- 青田源太郎君
- 梶原 茂嘉君
- 前田住都男君
- 鍋島 直紹君
- 新谷寅三郎君
- 石原幹市郎君
- 杉原 荒太郎君
- 山崎 竜男君
- 玉置 和郎君
- 近藤英一郎君
- 大松 博文君
- 今 春聰君
- 久次米健太郎君
- 山内 一郎君
- 中津井 真君
- 鬼丸 勝之君
- 津島 文治君
- 和 鶴一君
- 丸茂 重男君
- 鹿川 俊雄君
- 井川 伊平君
- 金丸 富夫君
- 村上 春藏君
- 堀本 宜実君
- 平島 敏夫君
- 山本 利壽君
- 山本 太郎君
- 古池 信三君
- 那 祐一君
- 小林 武治君
- 木村 陸男君
- 上田 哲君
- 長田 裕二君
- 和田 静夫君
- 佐田 一郎君
- 石原慎太郎君
- 杉原 一雄君
- 源原 実君
- 久保 勘一君
- 小野 明君
- 鈴木 力君
- 山本 杉君
- 温水 三郎君
- 松本 賢一君
- 森 八三郎君
- 塚田 十一郎君
- 吉江 勝保君
- 大竹平八郎君
- 柴田 栄君
- 藤田 正明君
- 大谷 豊雄君
- 増原 恵吉君
- 徳永 正利君
- 井野 碩哉君
- 上原 正吉君
- 野川 亨弘君
- 平泉 涉君
- 沢田 一精君
- 玉置 猛夫君
- 鈴木 省吾君
- 小林 国司君
- 佐藤 一郎君
- 山本茂一郎君
- 林田悠紀夫君
- 大森 久司君
- 岩動 道行君
- 河口 陽一君
- 二木 謙吾君
- 長谷川 仁君
- 櫻井 志郎君
- 谷口 慶吉君
- 田中 茂穂君
- 山下 信一君
- 西田 春江君
- 山口長治郎君
- 寺尾 豊君
- 松平 勇雄君
- 青木 一男君
- 吉武 恵市君
- 植木 光教君
- 亀井 善彰君
- 上田 稔君
- 安永 英雄君
- 菅野 儀作君
- 竹田 四郎君
- 達谷 龍彦君
- 熊谷 三郎君
- 川上 為治君
- 森 勝治君
- 中村 波男君
- 米田 正文君
- 小林 武君
- 林 虎雄君
- 三木 吉郎君
- 赤間 文三君

三月二十六日は、会議を開くに至らなかつたが、参照のため左に議事日程を掲載する。

○議事日程 第十三号  
昭和四十四年三月二十六日  
午前十時開議

第一 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案、日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案及び日本国有鉄道の鉄道施設の整備に関する特別措置法案(趣旨説明)

第二 国税通則法の一部を改正する法律案及び国税審判法案(趣旨説明)

第三 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案、石炭鉱業国有法案及び

国務大臣  
大蔵大臣 福田 赳夫君  
通商産業大臣 大平 正芳君  
郵政大臣 河本 敏夫君  
建設大臣 坪川 信三君

松永 忠二君  
横川 正市君  
高橋 衛君  
斎藤 昇君  
廣瀬 久忠君  
秋山 長造君  
成瀬 幡治君  
渡辺 武君  
野坂 参三君  
前川 昌君  
竹田 現照君  
村田 秀三君  
大橋 和孝君  
矢山 有作君  
吉田忠三郎君  
野上 元君  
山本伊三郎君  
森中 守義君  
鈴木 強君  
阿具根 登君  
久保 等君  
羽生 三七君  
大和 与一君  
木村 八郎君  
藤原 道子君  
加藤 シヅエ君

大矢 正君  
小柳 勇君  
迫水 久常君  
塩見 俊二君  
北瀬 完君  
須藤 五郎君  
小笠原貞子君  
河田 賢治君  
戸田 菊雄君  
山崎 昇君  
川村 清一君  
田中寿美子君  
大森 英行君  
瀨谷 創造君  
千葉千代世君  
武内 五郎君  
近藤 信一君  
森 元治郎君  
永岡 光治君  
岡 三郎君  
亀田 得治君  
足鹿 一君  
田中 兼人君  
松澤 兼人君

び日本石炭公社法案(趣旨説明)

第四 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

第五 国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十一号中正誤	誤	正
一五 四から八 審議会	誤	調査会
一六 一、二 ただいま	誤	ただいまの
一七 二、四 たる	誤	たよる
第十二号中正誤	誤	正
一八 一、二 実実現	誤	実現
一九 一、二 農業の上	誤	農業上の
二〇 二、七 撤発	誤	撤廃
二一 二、七 食料	誤	食糧
二二 二、七 対策	誤	対象

明治二十五年三月三十一日  
第三號郵便物認可

定価 一部 四十円  
(配達料別)

発行所  
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五八二 四四二(六代)